

## 近代沖縄神社神道史における御嶽・拝所の神社化の背景

前田孝和

MAEDA Takakazu

非文字資料研究センター客員研究員

【要旨】近代沖縄神社神道史は、いわゆる「琉球処分」である琉球藩設置（明治5年〔1872〕）、それに続く沖縄県設置（明治12年〔1879〕）以来、それぞれ72年、65年にわたる国及び沖縄県の琉球・沖縄に対する神祇政策の歴史であり、その集大成が昭和18年〔1943〕の「沖縄県神社創立計画案」（御嶽・拝所の神社化、氏子制度導入、県社・郷社創立）である。日琉同祖論とその論理の延長線上にある沖縄の御嶽・拝所は内地の神社の原初的形態を残すものであり、「神社」と見なすことが可能だと見ることで、明治初期から御嶽・拝所を統計上でも区別せず「無格社」扱いとした。そして国の意向を受けた明治23年〔1890〕の波上宮官幣小社列格までが第一段階の神祇政策で、その後の御嶽・拝所の神社化（既に明治34年〔1901〕10月には立案済）、次いで内地の明治39年〔1906〕の合祀・合併による神社整理方法を援用した、同じく御嶽・拝所を合併により村社化し、県社を創立する案（明治43年〔1910〕「県社・村社建設理由書」）、同年の沖縄県諸禄処分法施行に伴う社寺神職僧侶等の処分策が第二段階の神祇政策と見ることができる。その後の大正、昭和の試行錯誤を経て、一村一社の神社建設（御嶽・拝所の神社化、中心となる神の主祭神は天照大神、主祭神に併せてまつる配神は合併した「何々御嶽神」）、郷社創立や島尻・中頭・国頭・宮古・八重山の5郡に県社を創立することなどが「沖縄県神社創立計画案」としてまとめられ、これが第三段階でかつ最終の神祇政策とすることができる。この最終神祇政策も、昭和17年〔1942〕7月に神社制度調査会が内務大臣に提出した答申書「無格社整備ニ関スル要綱」を採用する形でこれまでの政策を一気に具体化したものだった。このように近代沖縄神社神道史は大別すると3期に分けることができ、いずれも国の施策と関連している。本論「近代沖縄神社神道史における御嶽・拝所の神社化の背景」は、近代沖縄神社神道史試論のうち、明治6年〔1873〕1月に琉球の神社を官社に組み入れる動きが明治23年の波上宮の官幣小社列格となり、そして旧慣温存の終焉である明治43年の沖縄県諸禄処分法施行による社寺処分における施策となった（県社創立と村社建設）——第一期と第二期について述べている。

### The Circumstances Surrounding the Conversion of Utaki and Uganju into Shinto Shrines in the Shinto History of Modern Okinawa Shrines

**Abstract :** The Shinto history of modern Okinawa shrines corresponds to the history of the national government and Okinawa Prefecture's policy on worship in Ryukyu, or Okinawa. The religious policy began with the Ryukyu disposal process involving the establishment of the Ryukyu han (feudal clan) in 1872 and the subsequent conversion of Okinawa into a Japanese province in 1879. Continuing for 72 years after the Ryukyu disposal, and 65 years after the establishment of Okinawa Prefecture, the policy culminated in the 1943 drafting of "Okinawa-ken Jinja Soritsu Keikakuan (Okinawa Prefecture Shrine Creation Plan)," a plan that included the conversion of utaki and uganju (Okinawan places of worship) into Shinto shrines, the introduction

of a parishioner system, and the establishment of ken sha (prefectural shrines) and go sha (township shrines).

From the beginning of the Meiji period, utaki and uganju were statistically identified as “unranked shrines” and not classified separately from shrines in the rest of Japan based on the rationale of Nichiryu Dosoron, a theory stating that Ryukyu and Japan shared the same ancestry, and on the notion arising from this theory that utaki and uganju carried the characteristics of an early form of shrines found in mainland Japan.

It can be argued that the policy on worship featured three phases. The first phase ended in 1890 when the government decided to assign the kanpei shosha rank to Naminouegu Shrine. The second phase included the conversion of utaki and uganju into shrines (legislated in October 1901), followed by the creation of prefectural and village shrines (based on the 1910 “Statement of Reasons for the Construction of Ken sha and Son sha”) through the consolidation of various utaki and uganju using the shrine organization approach taken in mainland Japan beginning in 1906. The second phase also saw the abolition of clergy stipends in connection with the enactment in 1910 of “Okinawaken shoroku shobunho (Act of Abolition of Various Government Stipends in Okinawa Prefecture).”

After a series of trial and error during the Taisho and early Showa periods, the policy on worship in Okinawa entered its third and final phase marked by the drafting of the Okinawa Prefecture Shrine Creation Plan. This plan included the “one shrine per village policy” under which utaki and uganju were converted into shrines, with the primary deity being the Sun Goddess Amaterasu Omikami and the secondary deity being local deities blended into one god and named the “so-and-so utaki deity,” as well as the creation of go sha and ken sha in the five districts of Shimajiri, Nakagami, Kunigami, Miyako, and Yaeyama.

These final steps represented the concrete manifestation of past policy measures that relied on “Mukakusha seibi ni kansuru yoko (Summary of the Organization of Unranked Shrines),” a report by the Council for the Study of the Shrine System submitted to the Minister of Interior in July 1942.

As explained above, the Shinto history of modern Okinawa shrines can be divided into three stages, with each stage linked to government policies. Among the proposed theories examining the Shinto history of modern Okinawa shrines, this paper entitled “The Circumstances Surrounding the Conversion of Utaki and Uganju into Shinto Shrines in the Shinto History of Modern Okinawa Shrines” discusses the first and second stages, starting with the incorporation of Ryukyu shrines into the kansha ranks in January 1873, with the assignment of Naminouegu Shrine to the kanpei shosha rank in 1890, and concluding with the 1910 enactment of the Act of Abolition of Various Government Stipends in Okinawa Prefecture, which included the campaign to streamline temples and shrines (and create ken sha and son sha), signaling the end of kyukan onzon (a policy to preserve feudal practices in Okinawa).

## はじめに——本論の主旨

いわゆる「琉球処分」である琉球藩設置(明治5年〔1872〕)以来72年、沖縄県設置(明治12年〔1879〕)以来65年にわたる国及び琉球藩・沖縄県の神祇政策史の集大成ともいふべき昭和18年〔1943〕の「沖縄県神社創立計画案」(御嶽・拝所の神社化、氏子制度導入、県社・郷社・村社創立)の成立までを近代沖縄神社神道史と見ることができるが、これを詳述するには戦禍による資料の不足は否めない。しかし、先行論文で未使用・未採取の資料も含めて明治初期から昭和20年〔1945〕の敗戦までの近代沖縄神社神道史が必要だとの認識から通史を組み立て、まずは第一期の明治23年〔1890〕の官幣小社波上宮列格までと、御嶽を神社化し県社を新たに創立するという計画案の成立の明治43年〔1910〕の第二期までを本論の対象とした。筆者の誤認などによって記述の変更や論点の見直し、また今後の資料発掘などによって記述や論点の修正が必要となると思われる、さらには厳しい批判も少なくないと思うが、問題提起も兼ねて述べることにする。

さて、明治5年〔1872〕9月14日に琉球国が廃止され琉球藩が設置された(内地では明治4年〔1871〕7月に廃藩置県実施)。内地に8年おくれる明治12年〔1879〕4月4日に沖縄県が設置(琉球処分、廃琉置県)され、本格的に政治、経済等の統治機構の整備がはじまった。しかし、当分の間は、旧慣温存策(土地、租税、行政区分、宗教等)が採用されたが、どのように沖縄を改革して内地化するのかが課題だった。そのためには、まず国土の安定(内閣、議会、大日本帝国憲法、軍隊等の課題解決)、さらには近隣諸国の清、朝鮮、ロシアとの関係性の決定が求められ、それは日清戦争(明治27年～28年・1894～1895)、日露戦争(明治37年～38年・1904～1905)、朝鮮併合(明治43年〔1910〕)を通じて、一応確定した。そのような中、沖縄は「県」であるものの国の神祇制度で公認された「神社」は、明治23年〔1890〕1月20日に官幣小社に列格した波上宮以外は、公認神社ではあるが社格が定まっていない「無格社」が7社(明治43年〔1910〕時点)あるにすぎなかった(置県以前でも神社は、本社末社合計で30社程度)。

沖縄の神社は、日琉同祖論とその論理の延長線上にある御嶽・拝所が内地の神社の原初的形態を残すものであって「神社」と見なすことが可能であるとの論理が根底にあり、その上で少なくとも政府及び沖縄県は明治22年〔1889〕6月8日の波上宮の「国幣中社設立之義上申」以降、神社の新設建設ではなく、御嶽・拝所の合併による神社への引き直し(神社化)によって村社を創設する方針を共有し、そして沖縄県主導の形式をとって最終的に神祇政策が確立したと考えられる。特殊な歴史を持ち、神社も極端に少ない沖縄県の実情を政府は理解していても、敬神思想を昂揚させ、忠臣愛国のために神社を創建しやすくするための特別な規則施行、財政的支援などはなかった(明治43年の神職任用の特別条項付加、創立申請段階での境内施設条件の若干緩和を除く)。政府は沖縄県にも原理主義、法規主義で対応した。それでも内地の他府県と同様な神社数を確保し、御嶽・拝所を残すためには御嶽・拝所の神社化以外(明治43年〔1910〕以降は合併して神社化)にはないと県は政府とともに判断する。

沖縄県は、ノロクモイ(いわゆるノロ)が奉仕する御嶽・拝所である「ノロクモイ神社」の帝国の神祇としての公認を明治34年〔1901〕10月以前に出願していた(明治35年〔1902〕1月27日「東京朝日新聞」)。そして沖縄県社寺兵事課は明治43年〔1910〕の社寺禄処分が明確になった時点で、

従来の御嶽・拝所を合併して村社に引き直す（神社化）ことと県社を建設する沖縄の神祇政策を「県社・村社建設理由書<sup>(1)</sup>」という形で計画していた。現に、県社創立について神社局に照会(明治43年〔1910〕9月10日)をしている(鳥越1965:656)。社寺兵事課の明治天皇即位50年の記念事業計画案「県社・村社建設理由書」で表面化したことになる(鳥越1965:655)。これも明治39年〔1906〕内地の神社合併、合祀の神社整理を活用したものだ。

一方、大正年間から昭和初期には、沖縄県の神祇政策であった御嶽・拝所の神社化は進まず、民間主導(町村も協力)で、神社規則にのっとって建設された神社ではない「模擬構造」の神社が御嶽・拝所に建てられる傾向にあり、それに対して県の内務部長は、注意を喚起している。それは大正6年〔1917〕9月6日付石垣島司への内務部長文書「社寺仏堂等ニ模擬構造ニ関スル件依命通牒<sup>(2)</sup>」で確認できる。

その後、昭和14年～18年〔1939～1943〕の沖縄県振興計画に5郡に県社創立と一村一社の創立が盛り込まれるが予算化されず、結果的には沖縄県の独自計画として昭和18年〔1943〕10月の沖縄県神社創立計画案に引き継がれていく。それは内地の神祇施策である無格社の解消、即ち村社以上の社格を付与するか合併、解散、私祭神祠に改編するという昭和17年〔1942〕7月の神社制度調査会が内務大臣に答申した「無格社整備ニ関スル要綱」を援用する方法で、切り開くことにしたのである。昭和18年〔1943〕10月2日付で内務省(神祇院)に提出された沖縄県神社創立計画案は、神祇院副総裁をはじめ10名を超える関係者が供覧しており、12月3日付起案には「本件ニ関シテハ慎重審議ノ要アルモノト認メラレ候ニ付更メテ御高裁ヲ相仰ギ度」とあるように、神祇院としては、沖縄県嘱託鳥越憲三郎らの陳情を受けていたとしても、「慎重」を期すべき案件としていたことがうかがえる。

沖縄県は、伝統的な信仰の中心が圧倒的に御嶽・拝所であるという特殊な県であることを踏まえた上で、近代沖縄神社神道史の中では、①政府は、官国幣社の創建の必要性は認めていた、②政府は、沖縄の一般神祇(神社)行政に積極的対応策は考えていなかった、③県は内地並の神社環境の創設をめざした、④その方策が御嶽・拝所の神社化であった、⑤内地から来琉・来沖した官僚、商人などの寄留民は、朝鮮、台湾などに移住した内地人と比較して圧倒的に少なく、居住区も那覇中心であり、自らの崇敬を受け止めてくれる既存の琉球八社等があったため、新たに神社を建てる必要に迫られなかった、⑥県民の知識層は神社創建に名を連ねるなど協力的に見え、かつ一般県民も協力姿勢は見せるが積極的肯定派であったわけではなく、推移を見守るという民衆の知恵の表れではないのか。石垣の八重山神社建設<sup>(3)</sup>計画の例を見ると、昭和16年〔1941〕5月当時、中学校・女学校と神社の建設のどちらを優先するかとの局面では学校建設を優先した上で、神社創建には否定意志も積極的推進意志も示していない、⑦一方では、明治時代以前から現在まで、御嶽や拝所に鳥居を建立することに違和感がない民情があり、戦後も鳥居が再建されたり、新設したりという事実もある。しかし御嶽・拝所の神社化である「模擬構造」の神社の建設には賛成でも、大和の神をも併せて祀る御嶽・拝所の神社化、そして将来的に公認神社化を目指す準神社として祭祀も神社神道的に改変することには、結果的には肯定的だったとはいえない——などの特徴も考えられる。沖縄でも敬神尊皇は叫ばれ、武運長久、戦勝祈願の祈りは御嶽・拝所や「模擬構造」の神社でも齋行されたが、ほとんど存在しなかった公認「神社」を通じての県民教化は実践できなかった。最も実践効果を生じていたのは学校教育であり、隣保班などの地方組織での活動であったのだろう。そして御嶽・拝所を通じて、それらの実践を考えて

いたのであろうけれども……。

昭和18年〔1943〕の「沖縄県神社創立計画案」によって沖縄県が目標とした県内の独立神社は69社、末社数は257社（2市56町村で計58、御嶽数〔904〕、独立神社数〔69〕、字数〔257〕、末社数〔257〕、字数〔551〕、戸数〔125,772〕<sup>(4)</sup>）であった。

また、明治以降に公認神社として新たに創建鎮座したのは3社（県社沖縄神社、郷社世持神社、指定護国神社沖縄県護国神社）のみであり（琉球八社以外に明治以前にあった神社が公認されたものとして宮古神社、浮島神社＝長寿宮の2社がある）、しかも有資格者の正式「神職」は沖縄県神社創立計画案によると昭和18年〔1943〕10月時点で僅か8人もしくは9人であった（統計表にブレがある）。あまりにも少な過ぎる神職を補うために地方での「公式祭典」（議会での発言）を神社未鎮座地域で齋行するために準神職（神職補助員）ともいふべき祭典奉仕者育成のための神道講習会（昭和13年〔1938〕から実施、昭和19年〔1944〕3月には神職養成講習会）を開催しているが、沖縄の場合、他府県と比べて極端に少ない「神社」と神職を通じて、政府や沖縄県が目指した敬神尊皇、国民教化がどれほど実践できたかは甚だ疑問である。

国及び沖縄県の明治以来の神祇政策の基本姿勢は、①沖縄県に官国幣社1社は定める、②琉球八社などの修復・復興、③県社創立（沖縄神社）、④御嶽拝所の神社化（神社化→村社化→一村一社化）、⑤波上宮を除く琉球七社の昇格（村社もしくは郷社）、⑥神職養成、⑦神社の経営の安定化（氏子制度の創設）、⑧5郡に県社創建、⑨神社、御嶽・拝所の調査研究、⑩沖縄県護国神社の創立——などが考えられる。当然ながら、行政の中心となる知事と内務部長は、戦前は一貫して内務省人事で、内地から来沖した官僚であった。

本論では、国が定めた規則にのっとり、沖縄県、内務省が管轄し、「帝国の神祇」を祀ることを目的とする「神社」（無格社以上のいわゆる公認神社）を基本的な対象とする。沖縄の御嶽・拝所は、内地の神社の古き姿を残すことから「神社」と見なすことを目指していたが、日本の歴史に根ざした神々（いわゆる「帝国の神祇」）を祀る神社と御嶽・拝所の神社化とを区別するために「神祇」を用いる。

また、本論は、近代沖縄神社神道史試論の中で、明治6年〔1873〕1月に琉球の神社を官社に組み入れる動きが明治23年〔1890〕に至り、ようやく波上宮が官幣小社に列格したこと（第一期神祇政策）、そして旧慣温存の終焉である明治43年〔1910〕の沖縄県諸祿処分法施行による社寺処分における県社創立と村社建設策（第二期神祇政策）、明治以来のこれまでの神祇政策の集大成である昭和18年の沖縄県神社創立計画案の成立（第三期神祇政策）——の3期の中で、第一期と第二期について述べる。

なお、本論は「非文字資料研究」の上からの「御嶽・拝所の再編を明らかにするための、前提作業としての神祇政策史の通史的整理」であり、そのためのまずは文字資料の発掘・整理による論考であることを申し添えておきたい。

## I 明治の神祇行政とは

西洋列強の外圧と国家意識の目覚めによって、徳川幕府は慶応3年〔1867〕10月14日に天皇に大

政を奉還し、神祇官をはじめ旧儀を再興（「神祇官を始め旧儀再興の策問」同年11月17日）、王政復古がおこなわれ、神武創業の精神に基づいて公平に議論をすることが公表され（「王政復古の大号令」同年12月9日）、さらに摂政、関白、将軍を廃止し、総裁、議定、参与を設置、「五箇条の御誓文」（慶応4年〔1868〕3月14日）を発せられて、明治元年〔1868〕3月13日には「祭政一致の制に復し、天下の諸神社を神祇官に所属せしむべき件」（第153）によって「祭政一致」の根本精神が示され、明治維新が成し遂げられた（「改元の詔」明治元年〔1868〕9月8日）。そして、これらを具体化するため、明治2年〔1869〕5月21日には「祭政一致、皇道復興、国民をして報本反始の義を重んぜしめ、治教をあまねからしむる件」（御下問書第469）が発せられた。また明治元年〔1868〕3月28日には「神仏分離の令」（太政官第196）が出されており、これが契機となって全国に廃仏毀釈の運動が起こったため同年4月10日には「神仏分離実施を慎重にすべき令」（太政官仰第226）を出し、「私」「粗暴」などを戒めて、慎重にすべきことが通達されたものの仏教界には大きな打撃となった。また、明治4年〔1871〕5月14日の「神社ハ国家ノ宗祀ニツキ、神官以下神社ノ世襲神職ヲ廃シ精選補任ノ件」（太政官布告第234）で、「神社ノ儀ハ国家ノ宗祀ニテ一人一家ノ私有ニスヘキニ非サル」とされ、全国津々浦々の神社まで国家の宗祀であると定められた。しかし、府県社以下の神社の行政上の取り扱いは、明治24年〔1891〕7月6日「府県郷村社神官奉務規則」（内務省令第12号）によって「神官ハ神明ニ対シ尊崇悃誠ヲ主トシ典例ニ従ヒ各其本務ヲ尽スヘシ」（第1条）とされ、また明治27年〔1894〕2月28日の「府県社以下神社ノ神職ニ関スル件」の第3条及び第5条（勅令第22号）によって社司社掌は単に「神明ニ奉仕」とされ、「国家ノの宗祀」への奉仕とは規定されず、不安定な位置づけが大正2年まで続いた。大正2年〔1913〕4月21日の「官国幣社以下神社神職奉務規則」に至って、再び官国幣社の神職と同様に府県社以下神職（社司社掌）も「神職ハ国家ノ礼典ニ則リ国家ノ宗祀ニ従フヘキ職司ナル」（第1条）として「国家ノ宗祀」に奉仕する者とされた。明治の神祇政策は一貫性を欠き、混乱動揺もあって、ようやく大正2年〔1913〕に至って神祇制度は整備統一され、日清・日露の両戦争、その後の満州事変以降の戦役及び大東亜戦争という大きな波によって一時的に注目されることはあったが、国家の神社の扱いは、決して優先順位は高くなく、神祇行政官庁も「三等局」と揶揄される時期も長かった。

さて、明治時代の祭政一致の概念は、祭祀と政治を混同して政治をおこなうのではなく、政治も祭祀も天皇の大権の精神に添う形で信教の自由と政教分離を護りつつ議会政治をおこない、国民の安寧福祉に尽くすという大精神であったはずである。神武創業に基づき、神祇を所管する官衙制度の再編（明治4年〔1871〕8月8日の神祇官廃止と神祇省設置、明治5年〔1872〕5月14日の神祇省及び大蔵省戸籍寮社寺課廃止・教部省設置、明治10年〔1877〕1月教部省廃止・内務省社寺局設置）、また大日本帝国憲法の制定（明治22年〔1889〕11月3日）によって条件付きではあったが信教の自由、政教分離が保障された。日清戦争後の日本の状況は、国家の非常時に全国民が社寺に強く関心を向けた当時の社会状況からして十分に理解できるものだ。まずは日清戦争の勝利によって、神祇官復興運動が盛んとなり、その結果、神社界の積年の課題の一部が日露戦争後によりやく実現することになり、明治33年〔1900〕4月27日内務省社寺局に代わって、悲願であった神社を取り扱う専門局として神社局が独立した。官国幣社の経費は国庫から供進するという明治39年〔1906〕4月7日「官国幣社経費ニ関スル件」（法律第24号）、府県社以下の神社（護国神社含む）にも神饌幣帛料を供進（年間

の維持経費の支出ではない)するという同年4月30日「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」(勅令第96号)も成立した。一方、沖縄の神祇行政の手法に影響を与えた帝国の祭祀の厳修、神社の安定的な経営のために神社の合併、合祀による整理を進めた明治39年〔1906〕4月30日の「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」(勅令第96号)と8月10日の「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」(勅令第220号)が発出されてもいる。

昭和6年〔1931〕9月の満州事変以後は、特に政府の神祇行政、神社への積極的な対応が見られるようになってくる。これも神社関係者の働きかけというより急変する社会状況へ全国民が一致団結するために神社を積極的にかかわり活用するという二面性があったのであろう。そのようなことから神社界の課題が、政治の面・制度の面で充実することになり、神社の諸問題を調査する昭和4年〔1929〕12月10日の「神社制度調査会官制」(勅令第347号)設置、招魂社を護国神社とする昭和14年〔1939〕3月15日の「招魂社ヲ護国神社ト改称ノ件」(内務省令第12号)、神祇官興復運動がようやく結実して昭和15年〔1940〕11月9日に神祇院が内務省特別官衙として設置(「神祇院官制」勅令第736号)、無格社を解消して村社以上の社格を付与する方法を神社制度調査会が内務大臣に答申した昭和17年〔1942〕7月16日の「無格社整備ニ関スル要綱」(昭和18年10月の沖縄県神社創立計画案に根本方針となる)、府県郷村社への神饌幣帛料の金額決定である同年12月15日「明治三十九年第九十六号第二条ニヨリ府県社、郷社村社ニ供進スヘキ神饌幣帛料ノ金額」(内務省令第36号、大正9年〔1920〕内務省令第24号の改正、祈年祭・新嘗祭・例祭・本殿遷座祭への供進、護国神社は例祭・本殿遷座祭・鎮座祭・合祀祭)——という形で充実していった。

神祇行政は、明治維新、日清戦争、日露戦争、満洲事変、大東亜戦争開始と、日本の非常時の大きな変革のたびに改革・充実された。そのたびに、日本人の基層をなしている精神が呼び起こされ、神祇制度の充実が大きく動いたが、明治の初期をみるように祭政一致、神社は国家の宗祀だとうたいながら神祇官特立から僅かな時間で神祇省、教部省、内務省社寺局と弱体化し、その後内務省社寺局、神祇院と昇格するものの、実際は裏腹に、政府の神祇行政への“熱意”は低かったという面もある。日本の官僚制度の中では、常に低い評価の組織で、財政基板も脆弱であったが、明治の根本精神である天皇の大権に基づく「祭政一致」の精神は、少なくとも「神社祭祀」の中には生きていたとみるべきであろう。<sup>(5)</sup>

## II いわゆる「琉球処分」小史

薩摩の島津義弘は慶長14年〔1609〕、江戸幕府の琉球への派兵許可を得て、3月4日に琉球にむけて山川港を出港、奄美大島、徳之島、沖永良部島を南下しながら琉球王国の支配地域を攻略、琉球王国の徹底抗戦を受けることなく4月1日には、島津の軍勢は首里城を占拠し、琉球王国の敗北を受けて講和が成立した。5月15日には尚寧王らを連行し、那覇を出帆、7月7日には徳川家康は島津家久に琉球を与え、仕置を命じている。慶長15年〔1610〕8月16日には、尚寧王が島津家久とともに駿府城で家康に謁見、8月28日には尚寧王は島津家久とともに江戸城で秀忠に謁見している。島津は、同年に上納を取り扱う役所である仕上世座奉行職を設置するとともに琉球の検地を開始して、翌年5

月には終了している。また大島代官も設置した。

明治元年〔1868〕11月21日には明治改元の太政官令が琉球国王府に到達して琉球が日本の下に置かれることが認識され、明治4年〔1871〕7月には、内地の廃藩置県によって鹿児島県が設置されたことに伴って琉球王国は鹿児島県の管轄とされた。10月18日には宮古島民などが那覇からの帰途に難破して台湾に漂着し、54人が殺害される事件が発生している（明治7年〔1874〕5月17日の明治政府の台湾出兵の原因となる）。

明治5年〔1872〕9月14日、琉球藩が設置され、尚泰王を藩王に任じ華族に列している。同年9月27日には鹿児島県人で外務省出仕の伊地知貞馨が琉球藩在勤を命じられている。明治7年〔1874〕7月12日には琉球藩の事務が外務省から内務省の管轄へと変更され、これ以降、内務官僚のもとで沖縄の行政がおこなわれることになった。明治8年〔1875〕5月には琉球藩に熊本鎮台の分営が設置され、清朝との通交禁止などが決定されている。7月には内務大丞松田道之が琉球に派遣され、首里城にて進貢使派遣の禁止、藩王上京などの政府命令を布達した。明治11年〔1878〕11月には琉球に派遣されていた松田道之が内務卿伊藤博文に「琉球処分案」を提出している。同年12月27日、松田道之は2回目の琉球藩出張を命じられ、翌明治12年〔1879〕1月26日には松田道之は首里城にて藩庁役人に遵奉書の提出を命じたが、提出されず2月4日に帰京した。

同年3月3日、松田道之は3回目の琉球藩出張を命じられ、琉球藩は大きく変革の道を進むことになる。3月25日に松田道之以下の内務省官僚、警察隊、熊本鎮台分遣隊は那覇に到着するが、2日後の3月27日には松田道之は、首里城において廃藩置県の条々を藩庁に手交して置県を断行（木梨精一郎を県令心得に任命、仮県庁は内務省出張所）、3月31日には藩王尚泰は首里城を明け渡し、4月4日には政府の廃琉置県が布告された（県庁は首里）。翌日の4月5日には鍋島直彬が初代県令に任命され、6月25日には県令鍋島直彬によって県政の基本方針が布達され、当分の間は旧慣が温存(6)されることになった。

この旧慣温存策の撤廃へ向けての政策こそが沖縄の内地化、日本化への道であり、近代化であり、それは土地整理、社会経済の近代化、租税改革、徴兵令の施行、宗教改革、県民の日本への帰属意識の顕在化であった。これらは、地道であり時には大胆な改革であったが、日清日露の戦争での勝利は、沖縄県民の意識が日本に大きく向かうことに強い影響を与えた。

本論が対象とする神祇政策もこの宗教改革に含まれ、国は沖縄に国家の宗祀で帝国の神祇を祀る神社が外地のような新設ではなく、既存の神社を官国幣社に列格させ、旧慣によって続いていた社寺祿を撤廃（一時に国債で給与）すること、さらに極端に神社が少ない状況を変革するため御嶽・拝所の合併による神社化によって内地並みの神社数を確保すること、その課題の実現こそが神祇政策の遂行であった。しかし、一部は成就したものの、ほとんどは実現することはなかった。

### III 先行研究

さて、明治時代から大東亜戦争までの近代沖縄神社神道史については、先行著書・論文として、鳥越憲三郎『琉球宗教史の研究』（鳥越 1965: 547-665）、加治順人『沖縄の神社』<sup>(7)</sup>、加治順人「沖縄の神社、その歴史と独自性」<sup>(8)</sup>、鳥越憲三郎「沖縄の天皇制」<sup>(9)</sup>、宮家準「沖縄の神社信仰」<sup>(10)</sup>、波上宮神社史編纂委



員『<sup>(11)</sup>波名城 波上宮誌 通史編』、波上宮神社史編纂委員『<sup>(12)</sup>波名城 波上宮誌 資料編』などが上げられる。

最初に取り上げるべきは『琉球宗教史の研究』であろう。同書は、琉球の宗教史、特に御嶽拝所ノロクモイに関する研究書である。明治から昭和にかけての社寺の歴史、特に社祿処分にかかわることを主に記した「第五編 明治の宗教政策」の中に明治15年〔1882〕の「社寺取調原書」（鳥越 1965: 577-579, 591-593）、明治43年〔1910〕5月3日付の御嶽の神社への引き直しの内務省への上申書（拝所並「ノロクモイ」大阿母等ニ関スル儀ニ付上申で、昭和18年〔1943〕の沖縄県神社創立計画案にも引用）、明治43年〔1910〕4月25日付の沖縄県「県社・村社建設理由書」、県社沖縄神社の創立経緯をはじめ鳥越憲三郎が沖縄県庁内で蒐集した神祇資料（鳥越 1965: 609-610, 620-626, 634-635, 639-643, 650-653, 655-659）も掲載されており、今日では貴重な資料集ともなっている。また、『沖縄の神社』、「沖縄の神社、その歴史と独自性」は、現存神社の歴史を含めて全体像が理解できるものである。

しかし、『琉球宗教史の研究』は社祿処分関係と県社創立の当初の経緯は詳しいものの、明治初期から明治22年の官幣小社波上宮の列格申請までと、さらには大正、昭和の敗戦までの神道史がほとんど述べられておらず、『沖縄の神社』、「沖縄の神社、その歴史と独自性」でも、紙幅などが理由だと推察されるが、多くは述べられていない。また、『波名城 波上宮誌 通史編』と『波名城 波上宮誌 資料編』は神祇に関する多くの資料や新聞記事が転載されており、波上宮を中心とする神祇史を知るには貴重な資料集かつ論考である。

#### IV 琉球時代及び明治期の神社数

そもそも琉球（沖縄）には、どれだけの数の神社があっただろうか。まず、明治以前の歴史書に記述されている神社を見ることにする（現社名の「普天満宮」は「普天間」と「普天満」が混在しているが、原文のママ引用する）。

琉球に滞在した弁蓮社袋中上人が著した『琉球神道記』（万暦33年、慶長10年〔1605〕、慶安元年〔1648〕京都で出版）には、波上権現（波上宮）、<sup>おき</sup>洋権現（沖宮）、<sup>しきな</sup>尸棄那権現（識名宮）、普天間権現（普天満宮）、末好権現（末吉宮）、天久権現（天久宮）、八幡大菩薩（安里八幡宮）、伊勢大神（長寿宮・浮島神社）天満天神——の9社が掲載されている（カッコ内現社名、以下同じ）。いわゆる「琉球八社」の金武宮は掲載されておらず、「当国大社七所」の記述は、金武宮を除く7社「波上権現、洋権現、尸棄那権現、普天間権現、末好権現、天久権現、八幡大菩薩」のことである（波上宮神社史編纂委員 2016:1-10）。

首里王府が編纂した『琉球国由来記』（康熙52年、正徳3年〔1713〕に琉球王に上覧）には17社とそれに付属する末社6社の計25社が記されている。波上山三所権現（波上宮）＝末社・荒坂堂（社後）、大日如来堂、開聞山正一位権現、弁財天対面石（腰掛石）、八重山三所権現、沖山三所大権現（沖宮）＝末社・宮古島三所大権現（宮古神社）、姑謝山大権現（識名宮）、普天満山三所大権現（普天満宮）、大慶山権現（末吉宮）、天久山大権現（天久宮）、八幡大菩薩（安里八幡宮）＝末社・荒神堂、金峰山三所大権現（金武宮）、東松山大日堂（長寿宮・浮島神社）、メイノスミ、住吉大明神、靈石（権現、真壁間切、真壁村）、ギイス寺（ナンダイボサツ、靈石、添石村）、安里ノ寺（靈石、権現、中城

間切、安里村)、津覇ノ寺(霊石、権現、中城間切、津覇村)、和仁屋間ノ寺(霊石、権現、中城間切、渡口村)、照大寺権現(伊江島)——のとおりである(波上宮神社史編纂委員 2016: 25-50)。

『琉球国旧記』(雍正9年、享保16年〔1731〕)には、波上山三社(波上山大権現) = 末社・荒坂堂、南海山桃林寺併社(八重山権現のこと)、沖山三社並臨海寺(沖山権現)、龍峰山祥雲寺並権現(宮古権現のこと)、姑謝山三社併神応寺(識名社)、普天間山三社、大慶山万寿寺並三社(末吉社)、天久山三社(天久山権現)、高明山社(八幡大菩薩) = 末社・荒神堂、金峰山三社、壺宝山長寿寺天照大明神(長寿寺天照大神)の11社と付随する末社2社の13社が記されている(波上宮神社史編纂委員 2016:51-61)。

さらに琉球王府の正史『球陽』(乾隆8年、寛保3年～明治9年〔1743～1876〕、付巻、外巻の『遺老説伝』等を含む)には、少なくとも17社は記載されており、波上山権現(波上社、波上宮、波上神宮、波上山宮、波上山神社)、八重山桃林社宮(八重山桃林寺権現堂)、沖山権現、宮古山所祥雲寺並神社、識名(識名神社、識名宮社、識名社)、普天間神(普天間神社)末吉(末吉宮)、天久宮(天久社)、八幡宮(八幡神社、安里権現)、荒神堂、長寿神社、住吉神社、真壁神宮、霊社、堂(天神木像)、弁財天亭(弁財天堂)、古波鮫仲瀬社宮——である(波上宮神社史編纂委員 2016:87-123)。

明治に入ってから、明治6年〔1873〕に大蔵省が調べた「琉球藩雜記」(明治6年大蔵省調)<sup>(13)</sup>には、波之上宮、沖宮、普天間宮、識名宮、末吉宮、八幡宮、天久宮の7社が記載されているが、「琉球八社」の金武宮の記載はない。

また、明治13年の『沖縄県統計書 明治十三年』<sup>(14)</sup>には、天久神社(真和志間切、天久村)、識名神社(全、識名村)、八幡神社(全、安里村)、住吉神社(小禄間切、儀間村)、箕隅神社(全、全)、沖山社(那覇、西村)、荒神社(全、東村)、波上社(全、若狭町村)、天満宮(全、久米村)、金比羅社(全、全)、伊勢宮(全、全)、真壁神社(真和志間切、山川村)、普天満神社(宜野湾間切、普天間村)、末吉神社(西原間切、末吉村)、龍宝山嶽神(宮古島、砂川間切)、熊野神社(八重山島、石垣間切)——の16社が記載されている(宮古島の龍宝山嶽神は熊野三所大権現のことで、後の宮古神社のことである)。この調査が統計書として出版されたのは2年後の明治15年〔1882〕3月10日である。社寺の一覧の「官事 神社」には45社掲載されている。その中には沖縄で重要な信仰「ヒヌカン」を神社と称した「火之神社」(今帰仁間切、恩納間切、本部間切、久志間切、伊江島)、祭祀の場所である「神アサキ」(今帰仁間切、恩納間切、本部間切、久志間切)、「ノロ宮」(粟国島西村、渡名喜島桃原村)、「根人宮」(渡名喜島桃原村)、「嶽神」(宮古島砂川・平良・下地の各間切、八重山島石垣・宮良・大濱の各間切、与那国島)も含まれており、それらを除いた神社は前述のとおり16社である。また「此ニ神アサキト云ハ礼拝所ナリ又神社ト雖モ祠宇ナキモノアリ」ともあり、御嶽信仰の施設は「神社」に位置づけられ、この取り扱いは明治43年〔1910〕の「沖縄県諸禄処分法」の施行まで続いて「無格社扱い」とされ、それ以降は神社とは完全に区別し統計的には「拜所」として取り扱われた。この「無格社」扱いは、後の御嶽・拜所の神社化、神社への引き直しに関係していく。

さらに、明治15年〔1882〕の「社寺取調原書」(鳥越 1965:591-593)は、沖宮(那覇、西)、荒神堂(那覇、東)、弁才天堂(那覇、東)、弁才天堂(那覇、東)、波上宮(那覇、若狭町)、識名宮(真和志、識名)、八幡宮(真和志、安里)、天久宮(真和志、天久)、住吉(小禄、儀間)、箕ノ隅(小禄、儀間)、普天満神社(宜野湾、普天間)、末吉神社(西原、末吉)、御伊勢堂(伊江島、西伊江)——

の13社である。

また、沖縄県が明治15年〔1882〕から編纂作業を開始して翌明治16年〔1883〕3月に編纂が完了した『八社縁起由来』<sup>(15)</sup>がある。明治15年〔1882〕以降に整備された「沖縄県神社明細帳」の「琉球八社」の由緒の原資料となったものであり、その中に「八社及末社等縁起集」との記述もあって、はじめて「八社」との表現が出ている。また記述内容は、『琉球国由来記』、『球陽』外巻である『遺老説伝』と共通部分が多いのが特徴でもある（神道大系編纂会 1982:53-54）。この『八社縁起由来』は、最も新しく編纂された琉球八社縁起文書であり、末社を含めた神社数が最も多く記載されている。その『八社縁起由来』には、金武宮が出ており、「琉球八社」の8社、その境内・境外末社の22社が記され、計30社は確認できる（神道大系編纂会 1982:452-463 カッコ内は現在の社名と末社の場所）。その内訳を記すと、波上山権現（波上宮）とその末社である荒坂宮（宮後）、地主荒神（宮後）、善神王（拝殿両脇）、開聞神社、八重山三所権現、弁財天社（内金宮）、弁財天社（城嶽）、天満自在天神、恵比須——の10社、沖山熊野三所大権現（沖宮）とその末社である恵比須神社（那覇）、住吉神社（垣花）、箕之隅弁財天社、熊野権現（真壁宮、真壁村）、荒神社（渡地）、弁財天社（硫磺城）、弁財天社（中渡地）、熊野三所大権現（宮古神社、宮古島）——の9社、末吉山熊野三所大権現（末吉宮）とその末社である地神荒神（宮之左脇、洞中）の2社、（なお、金武宮である金峯山熊野権現が末吉宮末社として重複記載してある）、姑謝山識名三所大権現（識名宮）とその末社である伊勢（天照皇大神宮、長寿寺）の2社、普天満山大権現（普天満宮）には末社は記載されておらず1社、八幡大神宮（安里八幡宮）とその末社である荒神社、八幡宮之門守の3社、天久山熊野三所大権現（天久宮）と末社である伊勢（天照皇大神宮、伊江島）——の2社、金峰山熊野三所大権現（金武宮）には末社は記載されておらず1社、ということである。

これら歴史書に記載された神社名は不統一であり、以上で挙げた書籍で共通する神社は、現社名で記すと天久宮、識名宮、安里八幡宮、住吉神社、沖山宮、波上宮、普天満宮、末吉宮の8社と不明（廃絶）の箕隅神社と荒神社の2社の計10社である。

明治時代から先の敗戦まで、公認神社として創建（改築や末社から独立して公認神社となった神社を除く）されたのは、県社沖縄神社（大正12年〔1923〕3月31日創立許可、同14年〔1925〕1月竣功、同15年〔1926〕10月20日県社昇格）、郷社世持神社（昭和11年〔1936〕5月5日創立許可、同12年〔1937〕11月10日鎮座祭、同14年〔1939〕3月22日郷社昇格）、指定護国神社の沖縄県護国神社（昭和11年〔1936〕12月招魂社として創建、同14年〔1939〕3月15日沖縄県護国神社に改称、同15年〔1940〕7月1日指定護国神社）の3社のみである。

## V 『八社縁起由来』の編纂時期は社寺調査の時期の明治16年

『八社縁起由来』は明治16年〔1883〕3月に沖縄県が編纂したものである。これまで『八社縁起由来』は、『神道大系 神社編五十二 沖縄』の「八社縁起由来」解題によって明治時代の編纂と推測されていた（神道大系編纂会 1982:53-54）。次の3点の資料から明治16年〔1883〕3月の沖縄県による編纂であると特定したい。

第一の資料は、『神祇院関係資料』である「八重山神社調書」である。その文書番号は「559」であり、「立案日」は単に「昭和」とあるのみで、「関係神社」は「八重山神社」とある。<sup>(16)</sup>その資料中に、八重山神社の「調書」として、祭神、由緒、社殿及び建物、境内、氏子及び崇敬者、維持方法が記載されており、「実証資料」として「旧記及古文書ノ写」6点が示されている。その6点のうちに「三、琉球八社縁起由来記中波上権現縁起 明治十六年編纂」「四、琉球八社縁起由来記中八重山三所権現(八重山神社) 明治十六年編纂」があり、いずれも引用部分は、『八社縁起由来』と全く同一である。

なお、この「調書」は、皇紀 2600 年 [1940] を記念して、沖縄県石垣島にある権現堂(波上宮の境外末社)を神社明細帳脱漏神社として、移転して県社化(八重山神社)しようとした時の一連の申請関係文書(昭和 14 年 [1939] の「明細帳脱漏神社編入願」に添付されたもの)と推測される。八重山郡の八重山神社は昭和 15 年 [1940] 10 月 10 日に地鎮祭を斎行、その後中断し、あらためて昭和 18 年 [1943] 10 月の沖縄県神社創立計画案(神社本庁教学研究所教学課 2000:87、波上宮神社史編纂委員 2016:341-351)で、県内 5 郡の中頭郡(普天間宮)、島尻郡(斎場神社、斎場御嶽の神社化)、国頭郡(北山神社、世界遺産となっている今帰仁城址・御嶽等あり)、宮古郡(宮古神社)とともに県社創立計画に組み込まれ準備が進められたが、戦争の激化と敗戦によって頓挫した。

第二の資料は、昭和 14 年 [1939] 7 月 5 日付「海南時報」の「明細帳脱漏神社八重山神社編入願有志連盟で県に申請 権現の祭神と由緒」という見出しの記事にも、「実証資料」として「琉球八社縁起由来記中、波上権現縁起 明治十六年編纂」「琉球八社縁起由来記中、八重山三所権現(八重山神社) 明治十六年編纂」を示している。この調書と編入願は、歴史学者の喜舎場永珣が、「一昨年、那覇に行つた際、県立図書館で三日間、八重山の宗教や神社に関する記録を調べた結果、漸やく琉球八社縁起由来記の中から発見して非常に喜んだ。権現の祭神は波上神社の祭神と同じで之につき島袋図書館長も難儀して貰つた次第である。<sup>(17)</sup>」と述べているように、昭和 12 年 [1937] に沖縄県立図書館で確認したものであり、島袋館長とは第 3 代館長島袋全発のことである。

第三の資料は朝日新聞の記事である。波上宮とその神宮寺であった護国寺に近接する未公認神社扱いの天神神社(天満宮、天満自在天神)を、神社明細帳脱漏編入願によって村社化しようとした記事である。それは昭和 18 年 [1943] 9 月 18 日付「朝日新聞 沖縄版」の「天神神社が無籍では不都合です 神社明細帳脱漏編入願の陳情」というもので、「この神社は明治十六年三月沖縄県の調査により作成された琉球国八社由来記のなかにちゃんと波上山権現の末社と明記されてある」とある。この「琉球国八社由来記」は、明治 16 年 3 月に沖縄県の調査で作成・編纂されたとあり、『八社縁起由来』又は『琉球八社縁起由来記』のことである(記事編輯段階で、「国」が挿入、「縁起」が脱漏している。縁起内容は確認したところ全く同一である)。

このようなことから、『八社縁起由来』は明治 16 年 [1883] 3 月、沖縄県が、沖縄県の神祇(神社)行政の方針を定めていく中、明治 15 年 [1882] の「社寺取調原書」や社寺明細帳調製作業とともに、歴史書を参考に神社の基本となる由緒を神仏分離させて神社中心となるようにまとめた基本資料と言える。

## VI 明治期の調査報告書や旅行記等にあらわれた沖縄の神社

明治時代の出張報告書、歴史書、地誌、紀行文等に神社の記載があるので、当時、それぞれの著者がどの神社の存在を認識かつ記載すべきと考えていたかを知るために神社の説明文などは省略して神社名だけを挙げておく。

前述のとおり、「琉球藩雑記」(明治6年大蔵省調)(琉球政府1965(b):197)には、波之上宮、沖宮、普天間宮、識名宮、末吉宮、八幡宮、天久宮の7社が記載されている。すべての神社の社名に「宮」を付与しており、社名のすべてに「宮」のある資料の初見が「琉球藩雑記」である(理由は不知)。その後も琉球八社の社名は、不統一が続くが、沖縄の神祇制度の第一段階が定まった明治43年〔1910〕以降は公的には「宮」で統一されている。なお、沖縄本島北部の金武宮は観音寺の鍾乳洞の小さな祠であったため、その存在は認識されていても公的な神社との認識までには明治16年になるまで時間を必要とし、そのためかここでは記載されていない。また「聞得大君神社」との表記もあり、聞得大君の祭祀についても短文だが説明がある。

『琉球新誌 卷下』<sup>(18)</sup>(明治6年〔1873〕6月、大槻文彦)には、伊勢太神、八幡、天神、熊野神——が記載されている。

『沖縄志 一名琉球志』(明治10年〔1877〕7月、伊地知貞馨)には、神社は9社(天妃宮2宮を含む。寺院はおよそ43)あるとし、識名宮、末吉宮、八幡宮、天久宮、波之上宮、沖之宮、普天間宮——の7社を挙げ、同人著の『沖縄志略 一名琉球志略』(明治11年〔1878〕5月)も同様である。<sup>(19)</sup>

紀行文で漢詩も記載の『琉球漫録』<sup>(20)</sup>(明治12年〔1879〕2月、渡辺重綱)は、「社地七所」と社名は具体的には示さず、「波上ト称ス大権現ノ三社」と「普天間権現ノ小社」——の2社が掲載されている。これは波上宮と普天間宮のことである。

明治17年〔1884〕に沖縄県師範学校が県内の小学校生徒のために編纂した『沖縄県地誌略』<sup>(21)</sup>(沖縄県師範学校編)には、「祠堂アリ三神ヲ祀ル」(筆者注、波上宮のこと)、小祠(筆者注、首里城弁財天池の弁財天)、末吉神社、普天間宮——4社である。

明治20年〔1887〕と推定されている『沖縄県雑録』<sup>(22)</sup>(明治20年〔1887〕頃、著者不明)には、波<sup>ウヘ</sup>ノ上神社、沖神社、聞得大君神社、普天満神社、末吉<sup>フテンマ</sup>神社、識名<sup>スエヨシ</sup>神社、八幡<sup>シキナ</sup>神社、天久<sup>アメク</sup>神社——の8社(「聞得大君神社」を「神社」としている)を記載し、「八祠ヲ郷社トス」との記載がある。正式社格は郷社ではなく、無格社であり、なぜ郷社と記載したかは不明だが、郷<sup>さと</sup>の中心のお社という意味なのだろうか。

『琉球乃研究 中巻』<sup>(23)</sup>(明治39年〔1906〕12月、加藤三吾)には、波上<sup>ナンミン</sup>神社、普天間<sup>フテマ</sup>神社、末古<sup>スエン</sup>神社、識名<sup>シチチ</sup>神社、安里<sup>アスト</sup>八幡<sup>アメク</sup>神社、天久<sup>フテンマ</sup>神社6社(波上神社宮司が管轄しているとも記載)と、知念間切安座真村に大神宮という祠堂があることも記載されているが、これはいわゆるキンマモンを祀る祠堂であって、神社ではない。さらに聞得大君御殿は尚家の私社であることも記載されている。

このように見てくると、明治時代は、波上宮、沖宮、普天満宮、識名宮、末吉宮、八幡宮、天久宮の7社が中心であった。それと聞得大君殿が「神社」と認識されていたのは、それ以前の統計に神社として入っていたことや明治15年〔1882〕の尾崎三良による「沖縄県視察復命書」<sup>(24)</sup>で聞得大君殿の官幣社昇格の建議の影響だと推測される。また、明治20年頃の『沖縄県雑録』と明治39年〔1906〕

の『琉球乃研究 中巻』にも記載されたのは、当時の認識として引き続き県民が重要視していたことの証しであり、注目される。

## VII 明治政府は琉球・沖縄に官国幣社設置の意向

国は、明治以降、神社について規則を制定し、それに従って全国を統一的に取り扱い、特定の府県を特別扱いすることは基本的にない。琉球藩、沖縄県も規則に準ずる形で対応していたと考えられる（明治12年から明治43年までの旧慣温存策期間は除外）。それでも、政府や内地人の琉球・沖縄に対する認識の一端を書籍や新聞によってうかがい知ることができる。

管見で最も古い資料と推察されるのが『明治天皇紀 第三』の記事である。それは、明治5年〔1872〕9月14日の琉球藩設置直後の翌明治6年〔1873〕正月の宮中行事である「<sup>まつりごと</sup>政始」（年の初めの1月4日に伊勢の神宮<sup>まつりごと</sup>や政事を天皇に上奏する儀式）で、文部卿兼教部卿大木喬任が琉球藩に鎮座している「伊勢大神社」と「八幡神社」を「朝典に列せしめんことを上奏」したという、次の記事である。

四日 午前八時正院に臨御、政始を行はせらる、先づ神宮・賀茂社・氷川神社の奏事あり、式部頭之れを奏す（中略）、文部卿兼教部卿大木喬任は、文科・法科・理科・医科等専門の学校建設に著手せんこと、又神武天皇奉斎の神殿を東京に造営し、琉球藩鎮座伊勢大神社・八幡神社<sup>(25)</sup>をして朝典に列せしめんことを上奏し（後略）

琉球藩も日本の版図となった以上朝廷、即ち皇室（国）の神祇制度に組み込むよう上奏したわけだが、政府は既に明治4年〔1871〕5月14日太政官布告第235の「官社以下定額、神官職制ニ関スル件」と同年〔1871〕7月4日太政官布告第321「郷社定則」によって官社（官幣社、国幣社のそれぞれの大・中・小社）と諸社（府県社郷社）を区別する社格制度を定めており、琉球藩にも官社を設立する考えがあったことを意味する（なお、北海道は明治時代に入り名実ともに日本国の版図となり、北海道開拓のために明治2年〔1869〕9月1日に神祇官で「北海道鎮座神祭」を斎行、翌3年〔1870〕5月15日には札幌に仮社殿造営遷座、明治4年〔1871〕5月14日には札幌神社と社名が決まり、国幣小社に列格、同年9月14日に現在の地の円山に社殿を造営鎮座、その後、明治5年〔1872〕1月25日官幣小社、明治26年〔1893〕に官幣中社、明治32年〔1899〕に官幣大社に昇格している）。

伊勢大神社とは「長寿宮」（現在の浮島神社・琉球八社外の神社）で、八幡神社は「八幡宮」（現在の安里八幡宮・琉球八社の一社）のことである。この上奏は琉球の神社事情を十分に把握しないまま、かつ伊勢大神社が皇室の祖先である天照大神を祀り、また八幡神社が皇室ともつながりのある八幡神（男山八幡宮＝石清水八幡宮は勅裁社、宇佐八幡宮＝宇佐神宮）を祀っている故に祭神、社名のみから判断したものであろう。また明治15年に沖縄県が社寺明細帳調製の前提として調査した結果をまとめた「社寺取調原書」（鳥越 1965: 577-579, 591-593）によると、八幡宮（八幡神社）の社殿拝殿事務所共建坪は空欄、境内地が300坪、八幡宮の神宮寺である真言宗の神徳寺の堂宇庫裏共建坪は41坪、境内地が315坪（境外地の畑4247坪6分・座主譜地畑172坪）であり、伊勢大神社（長寿宮、現在の浮島神社で沖縄最古の神社といわれ1452年鎮座）に至っては記載が漏れている。琉球藩・沖縄県

初期時代に神社の境内拡張、大改築が実施された形跡はない故、伊勢大神社の詳細不明、八幡宮の社殿規模不明と境内地が300坪程度の施設規模では、両社が朝典（官社）に加列することは、実際は厳しかったであろう。

「伊勢大神社」と「八幡神社」の官社列格はならなかったが、それでも、琉球藩に官社即ち「国幣社」を設けようとの考えは、継続していたようである。次の3点の資料を示して、その根拠としておきたい。

まず、1点目は、河原田盛美の明治8年〔1875〕の建議書「琉球備忘録」である。河原田盛美は琉球藩に設置された内務省出張所の所長心得として同年5月19日に琉球在勤を命じられ明治9年〔1876〕5月31日まで1年余り勤務し、琉球藩設置後の始末や物産の調査などに従事するとともに琉球藩の改革を建議した。その建議は「明治八年九月十三日」付で、琉球国初代王とされる舜天王とその父とも伝承される源為朝を祀る「沖縄神社」を設けて「国幣社」に加列させるべきというものである。それは、「第3章」の「現今名分条理ニ於テ着手セスンハアル可ラサル」という建議案件の6点の一つである「第四款」に記載されており、次のようなものである。

舜天廟ヲ舜天社トシ為朝ノ霊ヲ合祀シ沖縄神社トシテ国幣社ニ可被列事 此件保元平治已来為朝舜天ノ南島ヲ統撫セル勲功ハ実ニ偉大ナリト云サルヲ得ス且ツ該藩ニ国藩郷村社ノ制ナキヲ<sup>(26)</sup>以テ先ツ該社ヲ以テ国幣社ニ列セラレナハ我南島所属ノ古キヲ徹スル一端ナラン

ここで理解できるのは、内務官僚が、沖縄に官社の「国幣社」が必要であると認識し、その祭神は初代舜天王とその父とされる源為朝であると建議していることであるが、それは日琉同祖論の影響であろうか。建議にある「舜天廟」とは何を指すのか、当時の琉球に舜天王の霊を祀る官寺であった崇元寺があるが、舜天廟とはどの施設を指していたのであろうか、管見では不明である。また、「沖縄神社」という名称も初出と思われる。鳥越憲三郎は『琉球宗教史の研究』で明治43年〔1910〕4月25日の「県社・村社建設理由書」を引用する形で県社創建（祭神は国祖舜天、源為朝、琉球最終の王尚泰。鳥越 1965:635）を明示しており（社名は不明、だが「沖縄神社」と推測される）、沖縄県の明治43年〔1910〕より35年も早く、河原田盛美が明治8年〔1875〕には国幣社「沖縄神社」の創建を考え、建議していたことは注目に値する。河原田盛美の建議で内務省出張所の権限強化策が内務卿大久保利通によって採用されていることから、国幣社列格は採用されなかったが、今後検討すべき課題として政府では理解されていたと推察される。<sup>(27)</sup>

2点目は、明治12年〔1879〕4月4日の沖縄県設置直後の5月23日付「読売新聞」の国幣社列格の次のような記事である。

今度沖縄県下へ一字の国幣社を遷されて宮司、禰宜、主典などを夫々置かれ今年九月十七日の神嘗祭より年中御大祭日の祭典を執行されるとかいふ

この記事からすると、沖縄県内の神社のうち1社を国幣社にして、神職として宮司、禰宜、主典を置き、9月17日の神嘗祭を奉仕させようとするものであるが、前述の記事と同様に実行されていない。

国幣社列格の対象となった神社は、波上宮であったと推量される。その理由は、明治12年〔1879〕という時期、琉球藩設置から7年近く経過しており、沖縄県の神社の事情も多少なり把握されていたとすれば、「琉球八社」の頂点にあって、神社の中では施設も人員も充実し人事権なども総理していた波上宮以外考えられない。

3点目も同じく新聞記事で、「大阪朝日新聞」の明治12年〔1879〕6月18日付の源為朝の神社を国幣神社に列格させようと沖縄県が置県直後に明治政府に進達したという、次の記事である。

沖縄県にては往昔より源為朝の霊を祀りし神社ありしが今度該社を以て国幣神社に列せられたしと該県より其筋へ上申中の由

この記事の内容も具体化はしなかったが、置県前後に琉球藩（沖縄県）で国幣社列格の準備が進められていたということであろう。源為朝を祀るいわゆる「神社」は、当時、沖縄県には存在していないはずであり、そのような進達文書も確認できておらず、どの神社等を指しているのか、疑問が多い記事内容であるが、内地から沖縄県に出向した内務省官僚が、沖縄県にも内地並みの神祇行政を施行し、官国幣社、県社などの列格を考えていたとしても不思議でない（神祇行政は内務省管轄）。ただ、内地から来た官僚が計画をたて、また政府にもそのような考えがあったとしても、沖縄の神社界の事情は、内地と比べて神社の施設や環境も質素であり、具体的に実行するには、明治22年〔1889〕の丸岡莞爾知事の登場まで今暫く時間を要したようだ。第一点目で述べたように祭神が舜天王とその父とされた源為朝でもあり、これも明治8年〔1875〕の河原田盛美の建議の影響を受けたものであろうか。いずれにしても神社昇格の話題が中央の新聞に掲載されるほど、政府でも内地並みに国幣社が必要だという認識を持っていたということの表れだったのだろう。

なお、尾崎三良が明治15年〔1882〕に、旧琉球の祭祀責任者である聞得大君の住居で火ヌ神を祀り、その旧琉球の象徴でもある「聞得大君殿」を「官幣社ニ列スヘキ事」として「官幣社」への列格を建議していたことを参考として示しておきたい。これは、帝国の神祇を祀るという神社祭祀規定に該当するわけでもないため実現はしていない。

#### 社寺之事

（前略）三良以為ク聞得大君殿ハ改メテ之ヲ官幣社ニ列シ其神職ハ現今ノ祭主則尚泰ノ伯母ヲ以テ之ニ任シ（中略）聞得大君殿ヲ以テ最トス但シ此社ハ既ニ前陳セン如ク宜ク官幣社ニ列スヘキモノニシテ之ヲ私有物ト為スヘカラサルナリ（沖縄県沖縄史料編集所 1980:27-29）

## VIII 明治15年〔1882〕の社寺明細帳の調製

以上、政府及び沖縄県の明治6年〔1873〕、明治8年〔1875〕、明治12年〔1879〕に沖縄にある神社を官社に列格させる動きはいずれも実現していないことを述べたが、ここでは沖縄県自体の神社へ



の認識、明細帳調製事務、社格整備の動きについて述べておきたい。

そもそも神社明細帳とは何か。国家が規則・法律によって組織団体を認知、管理、統制するためにはその組織団体の来歴等を知ることが必要である。そのため政府は、神社について、明治4年〔1871〕5月14日「官社以下定額、神官職制等に関する件」（太政官布告第235）と同年7月14日の「郷社定則」によって神社の社格を取りあえず定めるとともに、翌明治5年〔1872〕正月「府県郷村社社格区別帳を調査提出の件」（神祇省第1号）によって社名、社格、氏子数、祠官名の神社明細「雛形」を示して、その明細帳提出を命じている（寺院も明細帳調製を求められた）。

このような状況下で、明治12年〔1879〕3月27日に処分官である松田道之内務大書記官は、首里城にて廃藩置県を言い渡し（布告は4月4日付）、4月3日には社寺に関する書類、図面などを調査してその内容を内務省出張所裁判事務長に提出するよう「一学事社寺之事 図面其他之レニ関スル書類及ビ取扱方ノ明細陳述書ヲ添フベシ（中略）右者内務省出張所裁判事務長ニ可引渡事」と、旧琉球藩王尚泰に命じた<sup>(28)</sup>。この提出命令は、明細帳の再調製通達（6月28日）直前であり、政府が明治5年〔1872〕から社寺明細帳の調製をしていたことから考え併せると、明細帳調製と関係していたとも考えられる。

そして、明治12年〔1879〕6月25日には、県令鍋島直彬によって、当分の間は、琉球王府の制度の多くを存続（旧慣温存策）させて、行政組織も残存させるといふ、県政の基本方針が布達された<sup>(29)</sup>。これは、内地編入による沖縄の急激な改革の弊害を避けるためだけでなく、国に対して反発する旧士族への配慮、懐柔策もあって、徐々に日本に同化させ沖縄県民の意識を日本国臣民にしたてようとする政策が反映したものである。

3日後の6月28日には、内務省は全国神社の実態を再び知るため「府県下、神社・寺院明細帳、従前提出のもの不備につき、別紙書式により再調製提出の件」（内務省達乙第31号）を發出して、7年前の明治5年〔1872〕正月の「府県郷村社社格区別帳を調査提出の件」の調査不備を充足する形で、「神社寺院及境外遙拝所等明細書式」を示して記載項目や形式を統一した神社明細帳・寺院明細帳の作成を命じた<sup>(30)</sup>。記載事項は、鎮座地、社格、神社名、祭神〔配神含む〕、由緒、例祭日、本殿建坪、境内坪数、氏子戸数、境内神社などであった。この神社明細帳に登載されることで神社は公認神社となり、存立の法的根拠を得た。この指令は、沖縄県にも届き、現に沖縄県は同年12月25日付「県乙第32号 神社明細取調帳ノ件」<sup>(31)</sup>をもって「各役所 番所」宛てに「社寺取調ノ義ニ付入用候条別紙雛形ノ通取調毎社寺為差出来十三年一月中取纏本庁へ可差出此旨相□候事 但社寺無之間切ハ其旨至急可届出事」と社寺の明細調査を役所及び番所に指示、神社に関しては「某神社明細取調帳」（寺院は「何宗何派某寺明細取調帳」）として、鎮座地、祭神、勧請年月日及び縁起沿革、神宝、社殿及び附属建物坪数造営修繕等従前官公私の区別、神供料及び社祿の有無、敷地及び附属地の坪数官民有の区別、氏子の有無、奉仕名を翌明治13年〔1880〕1月末までに報告するように求めた。

この調査の結果が明治13年〔1880〕「沖縄県統計書」、明治15年〔1882〕「社寺取調原書」に反映され、さらにこの補充のために明治17年〔1884〕には再調査がおこなわれ「旧慣調書」（鳥越1965:339,362）となったと思われる。

沖縄県は、明治16年〔1883〕6月9日に第158号をもって、前年〔1882〕12月28日に内務省より報告要請のあった「神社寺院仏堂明細帳」を提出、「不取敢調製ノ分則別冊四帳明細帳二由来記二」

を進達している。<sup>(32)</sup>明細帳二部、「由来記」二部を提出したのであるが、明細帳の内容は現時点では不知である。また「由来記」とは『八社縁起由来』（『琉球八社縁起由来記』とも呼称）のことと思われる。「沖縄県日誌」によると明細帳は「社寺調書」とも呼ばれていたようである（琉球政府 1965 (a) :705,714）。明治12年〔1879〕から16年〔1883〕3月までに、不十分かつ不備があったとしても県下において調査がおこなわれ、その結果は「沖縄県統計書」（明治13年〔1880〕）、「社寺取調原書」（明治15年〔1882〕）、「明細帳」（明治16年〔1883〕）、「社寺調書」（明治16年〔1883〕）、「由来記」（明治16年〔1883〕3月沖縄県編纂、『八社縁起由来』とも呼称）に反映された。

また、明治13年〔1880〕3月頃には内務省職員の沖縄調査に基づいて「社格」選定をおこなう予定だったことを明治13年〔1880〕3月19日「大阪朝日新聞」は、次のように報じている。

沖縄県にある各神社を取調の為此程其筋より出張されしが調済の上ハ夫々由緒に応じて格等を定めらるゝと云ふ

沖縄出張の結果、どのような社格の選定作業がおこなわれたかは不明である。少なくとも内務省には沖縄県でも神社明細帳整備と「村社」以上の社格の選定が必要との考えがあり、そのことを沖縄県も実行しようとしたことは事実で、政府も沖縄県も全国一律の制度施行、神祇行政を目指す考えであったようだ。この明細帳等の調査は波上宮の明治22年〔1889〕申請・翌23年〔1890〕官幣小社列格に関連していくのだろう。

また、明治15年〔1882〕6月9日付の「朝野新聞」は「“近比内務省にて沖縄県下各寺院の本山并に寺格開基者の姓名等取調べらる”との事」と報道し、神社と同様に寺院についても、縷々、政府の指示に従い調査がおこなわれていることが分かる。

『沖縄県統計書 明治十三年』（明治13年〔1880〕）、「社寺調査原書」（明治15年〔1882〕）、『琉球八社縁起由来』（明治16年〔1883〕）に調査姿勢の一貫性は見られず、調査担当者の神祇思想への認識不足ともうかがえる問題点も多いことは既に鳥越憲三郎が『琉球宗教史の研究』で指摘しているが（鳥越 1965:590-594）、今では貴重な歴史資料である。

## IX 国との宗教関係往復文書（明治13年～明治16年、1880～1883）に見る神祇事務の遂行

「沖縄県日誌」（琉球政府 1965〔a〕）は、初代県令鍋島直彬（明治12年〔1879〕4月5日就任）の明治13年〔1880〕5月から第3代県令岩村通俊（明治16年〔1883〕4月22日就任）の明治16年〔1883〕6月までの沖縄県の業務日誌（欠あり）であり、その中には沖縄県が中央などと交わした文書の収受・上申等の主旨が記され、神祇に関するものも含まれている。例えば、大分県の宇佐神宮からの沖縄県に八幡神社が鎮座しているかの照会及び回答、破損社寺の官費修理の可否、調製済みの社寺明細帳の進達、進達済明細帳中の間得大君の祭神の「四神ノ火ノ神」削除上申文書について、ここで示しておこう。

明治15年〔1882〕2月8日の「沖縄県日誌」によると、宇佐神宮からの八幡神社有無の照会に対し、「八幡神社 琉球国真和志間切安里村ニ在リ 但旧藩ノ時国社ニ候処置県後社格未タ定マラス」（琉球政府1965〔a〕:504-505）と庶務課が宇佐八幡宮に回答している。ここで注目されるのは、明治15年〔1882〕2月時点では琉球八社の社格は定まっておらず（社神明細帳を調製し登録されることによって定まる）、沖縄県は明治16年6月に至って明細帳を取りあえず調製し内務省に進達しており、この時点では将来村社以上の社格に昇格させるためにまずは「無格社」として登録したことになる。琉球八社の中では、明治23年〔1890〕1月20日の波上宮の官幣小社昇格以外は、村社、郷社、県社への昇格の計画運動はあったものの、敗戦まで無格社のままだった。

明治15年〔1882〕11月14日の「沖縄県日誌」によると、これまで琉球王国が官社寺の修築をおこなっていたが明治以降はその対応が旧慣温存とはいいつつも未定のままであったため、当時の1社2寺の「営繕」について、「社寺ノ義ハ総テ法ヲ内地ニ執リ多少人心ニモ関係有之候間当分旧慣通御履行可相成哉又ハ神仏信仰等ハ人民ノ自由ニ任セ社寺ノ興廃ハ不問ニ被置候」（琉球政府1965〔a〕:641）と官費での営繕の可否について政府に質している。それは、沖縄県でも神仏信仰は国内規則によって社寺の信仰は自由で、興廃も人心に任せた故に荒廃したのだと、理由を述べている。そのため官費営繕の是非については、沖縄県は会計検査院に伺いを立てた上で修繕<sup>(33)</sup>している。

明治16年〔1883〕6月9日の「沖縄県日誌」に、「第百五十八号ヲ以テ内務卿ニ進達ス 客年十二月廿八日付神社甲第九五三ヲ以テ神社寺院仏堂明細帳可差出旨御達ニ因リ不取敢調製ノ分則別冊四帳明細帳二由来記ニ進達致候也」とあるように、明治12年〔1879〕6月28日「府県下、神社・寺院明細帳、従前提出のもの不備につき、別紙書式により再調製提出の件」を受けて、あらためて内務省より前年〔1882〕12月28日付で「神社寺院仏堂明細帳」提出の依頼を受けて、調製結果の一部分を「別冊四帳明細帳二由来記二」として提出している。別冊4帳は不明だが、明細帳を2部、由来記（「八社縁起由来」又は「八社由来記」のことと推察される）を2部提出し、「追テ撰末社寺並ニノロクモイ及仏堂」は提出するとした（琉球政府1965〔a〕:704-705）。社神明細帳については明治15年〔1882〕調査の「社寺取調原書」や琉球八社の縁起を旧記などにより沖縄県が明治16年3月〔1883〕にまとめた『八社縁起由来』によって調製されたもので、しかも由緒の内容は『八社縁起由来』の内容がそのまま引用<sup>(34)</sup>されている。

明治16年〔1883〕6月11日の「沖縄県日誌」に、「曩ニ進達致候社寺調書中聞得大君神社祭神四神ノ中火ノ神トアルハ竈ヲ祭祀スルニ火ノ神ノ名号ヲ付シ全ク祭神ノ部ニ組入ルヘキモノ無之候条右火ノ神ハ削除相成候様致度此段上申候也」とあるように、同年〔1883〕6月9日に進達した明細帳中の聞得大君の祭神に誤りがあったため「祭神四神ノ中火ノ神」の削除を上申している（琉球政府1965〔a〕:705）。

このように「沖縄県日誌」を見てみると、明治13年〔1880〕5月～16年〔1883〕6月までの沖縄県独自の神祇策を見出すことはできないものの、社寺明細帳の調製のための調査（不十分で混乱はあったが）、その作成報告や、社寺の修繕への対応などがおこなわれていたこと、そして神祇事務は機能していたことが確認できる。

## X 波上宮の官幣小社列格で国の第一の目的は成就

政府は、琉球が日本の版図となった上は他府県と同様に、明治5年〔1872〕9月の琉球藩設置当初から明治12年〔1879〕の間に琉球藩に官社「官幣社」もしくは「国幣社」を設けるという考えが、また明治13年はじめには社格設定の動きがあったが、それが具体化するの(35)は明治22年〔1889〕まで待たなければならなかった。それは、琉球・沖縄に、内地の府県並みに官国幣社を設けて、内地と同等の県であることを示すことで、琉球八社を総理する立場にあった「波上宮」を、無格社から国幣中社に列格させようとする動きである(最終的には「官幣小社」に列格)。波上宮の明治22年〔1889〕6月8日の国幣中社加列上申(申請書)書類は残されているので、ある程度の列格申請の背景は理解できる。なぜ申請が明治22年でなければならなかったのだろうか。勿論、この年明治22年〔1889〕は置県10年の記念すべき年である。置県後に官国幣社列格が実現していなかった沖縄県にとって、列格申請書に置県記念事業とは記載されていないものの置県10年の記念事業として申請したのであるだろうか。「国幣社」にふさわしい神社施設環境とするため、明治22年には造営事業を完遂させており、列格申請に備えた。

明治22年〔1889〕という時期について、鳥越憲三郎は『琉球宗教史の研究』の中で、信仰によって県政の成果を上げるのだと、次のように述べている。

他府県に後れること八年、明治十二年に琉球藩も廃され、沖縄県が設置されるに至ったが、置県後も住民の民族的帰趨がなかなか定まらず、未だ清国から救援のあるのを心に頼み、特に北清事変まではかかる傾向がなお顕著に見られたほどであった。かかる情勢から県政実施の上に幾多の障害があることに鑑み、信仰によって県政の実を挙げるべく明治二十二年に至り、これら八社の中の一社を官国幣社に列格せしめ、以て人心をして国家或は皇室への帰一を計らんとした。かくして起こったのが琉球八社中、一番上位にあった波上宮の国幣社列格問題である(鳥越 1965:650)。

そうだとすると、どうして時代は、波上宮の官国幣社列格申請者として当時内務省社寺局長だった丸岡莞爾を明治21年〔1888〕7月に第7代知事に選んだのであろうか。

土佐藩出身の丸岡莞爾は、内務官僚で明治9年〔1876〕に式部寮に移り式部助、明治10年〔1877〕権助に降格、明治11年〔1878〕権助兼一等掌典職となり、「神社」奉仕ではないものの掌典として宮中祭祀にかかわり神祇への奉仕経験を積み、明治16年〔1883〕47歳で内務大書記官、明治17年〔1884〕48歳で国家的事業である伊勢神宮の第56回神宮式年遷宮(明治22年〔1889〕予定)の造営を担当する造神宮奉行となった。前回の第55回神宮式年遷宮は明治2年〔1869〕に斎行されたが、準備は徳川幕府の山田奉行が進め、明治に入って度会府が造営の事務を執っていた。そのため、丸岡莞爾が担当した造神宮奉行が、実質の明治初の神宮式年遷宮を取り仕切る事務を担ったことになる。事実、明治20年〔1887〕12月27日には律令時代の例に倣って内務省内に造神宮使庁が常設され、国費による新宮造営、御装束神宝の調製に当たることになるが、同年に内務省社寺局長に就任した丸岡莞爾は兼ねて造神宮使庁副使となった。実質、事務の最高責任者の役職である。造神宮使には明治15年

〔1882〕に神宮祭主が任命されており、丸岡莞爾が神宮式年遷宮の実質責任者を務めていたことになる。その後一年足らずで、沖縄県知事への転任辞令となる。沖縄県知事には、明治21年〔1888〕9月に就任、明治25年〔1892〕7月に高知県知事に転任（11月退任）している<sup>(36)</sup>ので、3年10ヵ月余りの在職だった。

宮中祭祀の経験（勅使参向を含む）を持ち内務省社寺局長として神社の実情を熟知し神社、寺院の行政責任であった丸岡莞爾にとって、沖縄県知事に就任して実見した沖縄の神社界の現状は、脳裏にどのように映っていたのだろうか。丸岡莞爾の沖縄の神社に対する直接の意見等は不明だが、憂慮すべき事態と思えたかもしれない。日本の版図となっていた沖縄県に帝国の神祇を祀る神社が極端に少なく、また一社も官社に昇格していないことは、沖縄よりもいち早く版図となっていた北海道（既に札幌神社が明治4年〔1871〕国幣小社、翌年〔1872〕官幣小社、明治26年〔1893〕官幣中社、明治32年〔1899〕官幣大社と昇格。函館八幡宮は明治10年〔1877〕国幣小社、明治29年〔1896〕国幣中社）と比して村社以上の有社格の神社がないことは残念であったろう。そのため政府は、版図となった沖縄県にも帝国の神祇を祀る官国幣社の必要性は認めていたので、無格社の波上宮を政府の意向で官国幣社に直接昇格させるのではなく、即ち上意下達で昇格させるのではなく、沖縄県から昇格承認申請を提出させるために昇格事務を所管していた丸岡莞爾社寺局長に白羽の矢を立て、沖縄県知事に転任させたのではないのだろうか。また、なぜ赴任の時期が明治21年〔1888〕だったのか。政府は置県後約10年経過し、沖縄の神社界の様子も把握し、明細帳の原資料となる『八社縁起由来』も明治16年〔1883〕3月に編纂し、それに基づいて琉球八社の神社明細帳、寺院明細帳、御嶽の調査書などもある程度済ませるなどして昇格の環境も整えていたこと、国家の祭祀をおこなう神社を正式に設けることで敬天尊皇の強化とそれに伴う沖縄県の地位向上を図る目的があったのだろう。そのことは、知事に就任9ヵ月余り後の明治22年〔1889〕6月の波上宮「国幣中社設立之義上申」文書で明らかとなる。知事就任の僅かな期間で国幣社中社列格の準備ができたのは、前職が社寺局長だった丸岡莞爾知事の影響、調整力によるもので、波上宮を速やかに昇格させるには充分であったのだろう。

また、前述のとおり、昇格条件を充たし、できる限り官国幣社にふさわしい施設とするためには社殿等の改築新築が必要であった。『波名城 波上宮誌 通史編』によると、波上宮所蔵「神社明細帳」には明治22年〔1889〕9月6日の改築新築とあり（波上宮神社史編纂委員 2015:358-359）、また鳥越憲三郎の『琉球宗教史の研究』には明治22年〔1889〕6月とあり（鳥越 1965:653）、6月と9月の違いがある（理由は不明）。波上宮明細帳による改築・新築は、まず改築が本殿（7坪5号972）、拝殿（9坪）の2施設であり、新築が神饌所（3坪7合5勺）、神庫（7坪5合）、社務所（12坪）の3施設で、合計5施設の改築・新築であった（波上宮神社史編纂委員 2015:358-360）。また鳥越憲三郎の『琉球宗教史の研究』によると官幣小社列格当時の規模は「当時における官幣小社波上宮の規模について概略すると、本殿の桁行四尺五寸間三間に梁間四尺五寸間三間、この坪数七坪三合七勺五才、拝殿の桁行三間に梁間三間、この坪数九坪、それに神饌所並に社務所として桁行四間四尺、梁間二間、坪数九坪八合三勺三才、宿直所の桁行二間、梁間二間、坪数四坪、境内地百十二坪である。これは官国幣社列格請願に先立ち、明治二十二年六月改築したところのものである。神職は宮司が一名、主典一、雇二名であった。いずれにしても、その規模は官幣小社として余りにも粗末なものであった。」（鳥越

1965:653)とあり、施設の充実の必要性があったようだ。明治15年〔1882〕の「社寺取調原書」によると「社殿拝殿事務所共建坪」33坪、「境内地」399坪であり（鳥越 1965:592）、境内地を除きほぼ同一である。なお、波上宮の明細帳には4,450坪（波上宮神社史編纂委員 2015:359）とある。官国幣社の施設として最低限要求される本殿、拝殿、幣殿（又ハ祝詞殿）、社務所、倉庫、神饌所、鳥居、手水屋、垣等を「国幣中社」（官国幣社）列格申請にあたって具備させたものであろう。その工事開始時期、予算規模、予算の工面方法などは不明である。

それでは、どのような理由をもって、「国幣中社」（官国幣社）昇格申請をしたのであろうか。上申書によって沖縄県の意図を見定めておきたい。まず明治22年〔1889〕6月8日付で「国幣中社」で申請、内務省の意向によって明治22年〔1889〕7月25日付で「官国幣社」として再申請しており、申請文言は基本的に同じだが、「官国幣社」上申書が理由付けと背景が明らかである（波上宮神社史編纂委員 2016:270-272）。

その再申請した明治22年〔1889〕7月25日付「波上宮ヲ官国幣社ニ加列并永続資金下賜之義上申」に、なぜ沖縄県に官国幣社が必要とされているかが示されている。それによると、明治維新で朝廷は敬神の大儀を宣布し各府県・北海道に官国幣社の制度が設けられ各府県・北海道に、続々と昇格などしているが沖縄県はその恩恵に漏れている、廃藩置県後は沖縄県にも官国幣社を設けるということが国の記録にもあるが今日まで実行されていない、近年沖縄県人は日本の領土であることを承知しているが他府県と同様であることを理解させるためにも官国幣社はぜひ必要である、沖縄県人の敬神の念を喚起し尊皇愛国の精神を奮起させるには究極社格が必要であるのでそのために波上宮の官国幣社への列格をお願いしたい——というものである。

その「波上宮ヲ官国幣社ニ加列并永続資金下賜之義上申」は、次のとおりである（波上宮神社史編纂委員 2016:270-271）。

波上宮ヲ官国幣社ニ加列并永続資金下賜之義上申  
波上宮 那覇若狭町村鎮坐  
祭神

左 速玉男尊

中央 伊弉册尊

右 事解男尊

右神社ヲ官国幣社へ加列相成度義稟請致候趣意ハ維新之際朝廷専敬神之大儀ヲ宣布セラレ辛未歳各府県北海道迄官国幣社以下之制ヲ被立尔後新加昇格等内地ニ在テハ続々被相行候得共本県ニ於テハ始終其盛典ニ相洩候尤廃藩置県後官国幣社一ヶ所被取設候筈ニ廟議モ有之タル趣記録等ニ相見候得共其事不被遂行荏苒今日ニ至リ候抑モ置県後今知事等先任之輩無油断聖明之御威徳ヲ宣布シ此頃ニ至テハ人民漸琉球ハ皇国之版図タルヲ弁知スルニ至候得共此上本県ノ各府県ニ殊ナラサル所以ヲ悟ラシメ人民ノ方向ヲ確定セシメントスルニハ官国幣社一ヶ所被取設候義実ニ必要ノ事ト存候本県ニハ官社ト称スルモノハヶ所有之候得共所謂官社タルノ資格ハ宮繕費神官ノ飯料等僅ニ被下置ニ不過固ヨリ社格迄モ無之候処右八社ノ中波上宮ハ人民最尊崇スル所ニシテ其位置モ本県庁ニ近接シ風景殊絶ノ処ニ有之人民敬神ノ念慮ヲ喚起シ施テ一般尊王愛国

之氣風ヲ振興セシムルニハ究竟ノ社柄ト存候條改テ官国幣社ニ加列之義宜御僉議被成下度尤モ官国幣社ハ先般經費當繕費共被廢候ニ付テハ社納金ヲ以テ自立可相成神社ノ外ハ容易ニ加列不相成哉ニ承知及候処元來貧困ノ土地柄賽納金逆ハ更ニ無之保存上見込不相立候ニ就テハ本県ハ万事特別ノ土地柄ニ付相当ノ永続資金御下付相成候ハ、該金ノ利子ヲ以テ官国幣社ノ体面ヲ不辱様精々仕伏セ可申右兩條何卒出格ノ恩典ヲ被下候様偏ニ祈願候此段謹テ上申候也

明治廿二年七月廿五日

沖縄県知事丸岡莞爾

内務大臣伯爵松方正義殿

ここで注目に値するのは、沖縄は内地と同じような待遇を受けるべきであり、波上宮の官国幣社列格によって「尊皇愛国」の氣風を振興させるのに大いに役立つということである。また朝廷（宮内省）で波上宮の官社昇格が決定されていた「筈」故に、沖縄県は内務省に進言するという考えである。その「廟議」（朝議）とは、具体的には何を指すのか不明であるものの再申請前の「国幣中社」上申書にはない文言であり、明治22年〔1889〕6月6日から7月25日までの間に、内務省指示で新たに追加されたものである。

「官国幣社」列格上申書には併せて「永続資金」の下付願が付加されており、また沖縄県は、加列上申書と同日の明治22〔1889〕年7月25日付で宮内大臣宛てに「波上宮へ永続資金并ニ靈代御下付之義ニ付上申」を提出、そして官幣小社列格の同日である明治23年〔1890〕1月20日で宮内省より「靈代」（御神体である御鏡）と永続資金1,000円の下付が決定した（波上宮神社史編纂委員2016:270-272）。また1月28日付で内務省から一時金（永続資金）7,000円が下付され、利子をもって経費に充てるように知事に指示があった（鳥越1965:652）。このように波上宮が明治23年〔1890〕1月20日付で官幣小社に列格されたことによって明治5年〔1872〕9月14日に琉球藩が設置された直後の明治6年〔1873〕正月4日の政始で「伊勢大神社・八幡神社」を朝典（官社）に加列させようとして以来、琉球・沖縄に他府県同様に国家の宗祀であり、帝国の神祇を祀る官社（官国幣社）を設けるといふ国の念願が17年を経て実現し、ここに至って第一の目的は達成し、第一期神祇政策が実現したのである。官幣社と国幣社の違いは、例祭に対し神饌幣帛料が官幣社には皇室より、国幣社には国庫より供進されることが唯一の差異であり（神饌幣帛料の供進には変遷がある）、中社と小社の違いは祭神条件、神社永続資金の差異であり、当然「中社」は小社より祭神条件が高く、資金も26,000円と小社より5,000円ほど多い。

なお、波上宮の官国幣社列格の事務手続きは、次のような段取りである。当初「国幣中社」列格申請後に神社局とのやり取りの中で、祭神の一神である「伊弉册尊」が皇室神（皇室の祖神で天つ神に当たる）故に国幣社として認めることができずに官幣社に社格が変更になったものだと、鳥越憲三郎は『琉球宗教史の研究』で述べている（鳥越1965:652）。申請変更は、いずれにしても、決裁内容の範囲を広げるために「国幣中社」と限定するのではなく、「官国幣社」加列として申請書を差し替え、その結果、「官幣小社」への列格が決定されたのだが、その詳細は不明である。

事務手続きは、次のような流れであった。

明治 22 年〔1889〕6 月 8 日 国幣中社設立之義上申（出第 14 号） 沖縄県知事 内務大臣宛  
明治 22 年〔1889〕7 月 21 日 主務者ノ協議ニ依リ官国幣社加列云々ト改メ上申（出第 17 号）  
 沖縄県知事 宮内大臣秘書官宛、再申請（波上宮神社史編纂委員 2016:272）  
明治 22 年〔1889〕7 月 25 日 波上宮ヲ官国幣社ニ加列并永続資金下賜之義上申 沖縄県知事  
 内務大臣宛  
明治 22 年〔1889〕7 月 25 日 波上宮へ永続資金並靈代御下付ノ義ニ付上申出（第 15 号） 沖縄  
 県知事 宮内大臣宛  
明治 23 年〔1890〕1 月 20 日 「社格ヲ官幣小社ニ列セラレ候旨被仰出候」「祈年新嘗及例祭幣饌  
 料ハ帝室費ヨリ支払」 宮内大臣 内務大臣宛（波上宮神社史編纂委員 2016:260-270）

なお、後付けの資料であるが、明治 30 年〔1897〕の「官国幣社昇格内規」<sup>(37)</sup>の該当部分を掲げておく。

#### 官国幣社昇格内規（明治 30 年）

昇格ハ由緒等特別ノ事由アルニ非サレハ容易ニ之ヲ詮議セサルモノトス。詮議ヲ要スル場合ハ左  
ノ基準ニ依ルモノトス。（中略）

#### 官幣社小社

- 一、建国ノ大業ニ参シ、国家ノ大事ニ与ル等国家ニ対スル神功アリ、神徳威烈特ニ著シキ神ニ  
シテ、延喜ノ制小社ニ列セラレ、祈年、幣帛ニ預リ、国史所載ノ神階五位以上ニ昇リ、奉幣、  
遣使・封戸・神田・神宝・造営・行幸・恒例官祭等ノ典ヲ有シテ、史上ニ顕著ナル神社
- 二、神社ノ由緒前項ト同等ト認ムヘキモノニシテ、朝廷ノ崇敬特ニ篤カリシ神社（中略）  
資金（中略）

- 一、官幣小社、国幣小社、別格官幣社 二万千円（中略）

#### 境内地

大凡参千坪ヲ目安トシ官社境内ノ模様アルモノ

#### 建物

本殿、拜殿、幣殿（又ハ祝詞殿）、社務所、倉庫、神饌所、鳥居、手水屋、垣等欠クヘカラサ  
ル建物一切ヲ備ヘテ官社タルノ裁アルモノ

## XI 県は遅くとも明治 34 年〔1901〕にはノロクモイ神社を「帝国の神祇」の方針

第二代上杉茂憲県令は明治 14 年〔1881〕5 月 18 日に発令され 6 月に着任、同年〔1881〕11 月か  
ら翌年〔1882〕8 月にかけて県下を視察、税金の軽減、財力確保、教育推進、日本への帰順の必要性  
を確信して、それらを県政の目標とした。その結果は雑税廃止、地方役人削減、旧慣の根源である租  
税改革に波及、旧慣温存策の政府と軋轢が生じた。「沖縄県視察復命書」（明治 15 年〔1882〕12 月に  
国に提出〔執筆は 11 月〕）で上杉茂憲県令改革政策を批判した尾崎三良や政府の上杉茂憲県令更迭の  
意向を受けて沖縄に赴任した岩村通俊（上杉県政の旧慣変更断罪、明治 16 年〔1883〕政府に要請）



らの進言を受けて、政府は上杉茂憲県令を解任し、岩村通俊が明治16年〔1883〕4月から12月までの8ヵ月間、第三代県令の職に就き、旧慣を復活させた。この時期は、旧士族の禄支給への不満、清国との琉球分割交渉（宮古八重山の先島諸島を清国に帰属させる）など、沖縄問題で政府は大きな問題を抱えており、民心の日本への帰属意識を確たるものにするには大きな課題であった。

そのような中、内務省が明治21年〔1888〕9月に社寺局長丸岡莞爾を第七代知事として沖縄県に送り込み、前述の波上宮の改築造営工事と官幣小社列格を実現させた。この最初の「国幣中社設立之義上申」には「国幣中社ヲ創設シ崇敬スルノ目的ヲ示スニ於テハ畜ニ人民ノ崇敬心ヲ惹起セシムルニ止マラス将来県治上ノ裨益不尠義ト被存候」（鳥越1965:650）とあり、また再申請の「波上宮ヲ官国幣社ニ加列并永続資金下賜之義上申」には「人民敬神ノ念慮ヲ喚起シ施テ一般尊王愛国之気風ヲ振興セシムルニハ究竟ノ社柄ト存候」（波上宮神社史編纂委員2016:271）とあるように、国家の祭祀をおこなう高い社格の「神社」の存在は、敬神の念の喚起によって県政は有益で尊皇愛国の気風を高めるため（日本への帰属意識の高揚）に重要であることを指摘している。

明治23年〔1890〕1月20日の波上宮の官幣小社列格後の沖縄県神祇行政は不明であるが、県庁内部では静かに計画が進行していたのであろう。それは羽地朝秀の「仕置」、河原田盛美の「琉球備忘録」や尾崎三良の「沖縄県視察復命書」による建議、沖縄県の統計書で明治15年から明治43年まで御嶽を無格社として取り扱う認識（明細帳調製の明治15年でも確認できる）、そして日琉同祖論の影響を受けた形で沖縄の伝統的な信仰である「御嶽」を神社と見なして「帝国の神祇」として公認するという考え（御嶽の公認神社化）に発展していく。沖縄県の神祇政策としてそれが表面化したのは、管見では下記の明治35年〔1902〕1月27日付の「東京朝日新聞」記事である。

のろくもい神社視察 曩に沖縄県より古来同地方に於て尊崇せるのろくもい神社を帝国の神祇と同一と認められんことを内務省に出願せるより同省にてハ宗教局の属官を派して調査せしめたるに其实態ハ恰も巫女の如きものにして決して普通の宗教として見るべきものにあらざることなるが桜井神社局長ハ更に来る五月上旬を以て右調査の為め同地へ出張する筈なりと云ふ

この記事によると、「曩に沖縄県より古来同地方に於て尊崇せるのろくもい神社を帝国の神祇と同一と認められんことを内務省に出願」したため第一回目の調査として「宗教局の属官を派して調査」したが、再び調査の必要があるため「桜井神社局長ハ更に来る五月上旬を以て右調査の為め同地へ出張する筈なり」とあるように、1月の記事の時点で、再調査をすることを発表し、それ以前の出願によって第1回目の調査が終わっているということ、そして東京との文書のやり取りの距離と時間を考え併せると、記事前年の明治34年〔1901〕には沖縄県が内務省に「御嶽の公認神社化＝公認神社は帝国の神祇」を申請しており、内務省で検討した結果、第二回目の調査として「更に五月上旬」に神社局長は再び沖縄県の調査をすることを決定した（再調査の有無の確認はできていない）。よって沖縄県は遅くとも明治34年には御嶽を「帝国の神祇」として認めてもらう計画があったことが明らかである。

そして、前出の「東京朝日新聞」記事には「宗教局の属官を派して調査」（明治34年の調査と推測）と事前の調査があったことを記しているが、これは、次の明治34年〔1901〕10月27日付「琉球新報」記事のことを指しているものと考えられる。

宮古通信（中略）△内務省員の来島 此程八重山島より入港せし仁寿丸にて稲垣内務属及県庁主任来島宗教上の事に就き種々取調る所あり島庁は万事に便宜を与へたるより出張員満足の様子なりき

この「琉球新報」の記事は、明治34年〔1901〕10月頃、内務省の稲垣属と県庁主任が八重山調査に続き宮古の宗教調査のために来島したことを告げるものであるが、当時、東京の内務省の官僚が沖縄の離島まで調査に赴くことはそう簡単ではなく、また頻繁にできることではないため、「宗教局の属官を派して調査せしめたる」（第一回目調査）のは、この記事にある明治34年〔1901〕10月頃の調査であろう。

このように、丸岡莞爾知事の沖縄県赴任の明治21年〔1888〕9月18日から沖縄県の神祇行政は本格的に進み、それが御嶽の神社化へつながったと見てよいのではないだろうか。それが、明治34年〔1901〕10月以前の御嶽の公認神社化の内務省出願となり、それに基づいて内務省宗教局は第一回調査を10月頃におこない、その結果、御嶽について、「其实態ハ恰も巫女の如きものにして決して普通の宗教として見るべきものにあらず」〔明治35年〔1902〕1月27日付「東京朝日新聞」〕と判断されており、政府はその時点では、帝国の神祇として「公認」する段階には至っておらず、県の公認化方針は聞置、保留もしくは却下されたと考えられる。それでも沖縄県は神社の新設による帝国の神祇化を目指すのではなく（県社沖縄神社、世持神社、招魂社＝沖縄県護国神社の新設は除く）、引き続き御嶽の公認神社化を目指す方針をその後も堅持し続け、それは明治43年〔1910〕4月25日付の「県社・村社建設理由書」（内務省提出は不明）と諸禄処分に伴う社寺序処分の実施施策に反映され、最終的には昭和18年〔1943〕10月2日付の「沖縄県神社創立計画案」（内務省提出）にいかされることになる。

## XII 旧慣終焉と第二期神祇政策方針の確立（県社創立と御嶽の神社化）

特殊な歴史を持つ琉球・沖縄を日本の版図にして明治12年〔1879〕に沖縄県を設置した政府は、薩摩と清に両属していた琉球（沖縄）に対し、教育、税制、土地、行政、宗教などの改革を通して沖縄県人を皇国日本の臣民にするには意識の涵養が必要であり、それは急激な改革ではなく、旧慣を温存しつつ改革を進める方策を執った。だが、その旧慣温存策は、環境が整えば当然終わる政策であった。

その背景を述べることは本論の主題ではないが、神祇政策と大きくかかわっているので、若干述べておきたい。明治政府が旧慣を終わらせ内地と同一の政策の下で沖縄県も処理するという時期は、歴史の流れからすれば、沖縄での徴兵制導入、土地・税制・行政の改革、それと清国への帰属意識の人々の意識変革（民心の統一）等が達成されなければならなかった。日清戦争・日露戦争の勝利、徴兵制度の完全導入が強く影響したといわれるが、最終的に成し遂げられたのは、明治43年〔1910〕4月28日の沖縄県諸禄処分法の施行であり、その末条に「旧慣ハ効力ヲ失フ」とあるように、これをもって、沖縄は名実ともに日本となった。同時に、精神的な部分を担う沖縄県の神祇政策も樹立する必要があり、それは明治21年〔1888〕の神社局長だった丸岡莞爾の知事就任と、丸岡莞爾知事による波

上宮の官幣社列格申請（明治22年〔1889〕6月）、それ以降明治34年〔1901〕10月以前までに定まった御嶽の神社化の方針によって、御嶽を帝国の神祇として公認するようとの内務省出願を経て、明治43年〔1910〕4月25日付「県社・村社建設理由書」に反映された（なお、舜天王、源為朝を祭神とする県社を丸岡莞爾知事時代に奥武山に建設する計画があったことが昭和4年〔1929〕刊行の『大典記念沖縄人事興信録』の「島倉龍治」欄に掲載されているが、詳細は不明である）。この「県社・村社建設理由書」の成立背景は、前年〔1909〕10月30日の日比知事の島尻郡勅語下賜二十年記念会席上での「県社を創設し各町村に於て各一の町村社を創設し以て春秋二季には盛んに祭典を執行し一面報本反始の誠を盛し一面平素勤儉に勉めたる労を慰する為め相当の快樂を取ることゝ致したければ忠君愛国の氣象を發揮する上に多大の効果を見ることを得べしと信ずるのであります」との発言を受けたことや（「琉球新報」明治42年〔1909〕11月1日付）、沖縄県が来たるべき明治45年〔1912〕年の明治天皇即位50年記念事業として、それに先立つ明治43年〔1910〕2月12日に地方課長から各部課長宛てに、「御即位記念事業ニ関スル件」を回議したところ、兵事課からは県社創立の案が提出されたが、その背景として「県社・村社建設理由書」を作成しつつあったのである（鳥越1965:654-655）。それに基づいて、9月10日には、沖縄県は内務省神社局宛てに県社の祭神について照会（舜天王、源為朝、尚泰、第一次県社創立案）するなど、御嶽の公認神社化よりも、まずは「県社」の創立を考え、実行に移そうとの考えがあったようである。

そしてこの明治43年〔1910〕4月25日付の「県社・村社建設理由書」に基づく県社創立をより具体化するため、前述のとおり内務省神社局にも問い合わせもしているが、明治45年〔1912〕7月30日の明治天皇崩御によって、記念事業としては一旦、立ち消えとなる<sup>(39)</sup>。その後、県社「沖縄神社」創立計画案は大正3年〔1914〕11月7日付（官幣小社波上宮境内に併設する第2次県社創立計画案）を経て、同年〔1914〕12月3日の県会での県社創立協議（第3次県社創立計画案）によって具体化に動き出し、大正4年〔1915〕10月1日付で県社創立願書の内務省への進達となるが、祭神問題で遅延し、大正12年〔1923〕3月31日に沖縄神社の創立が許可され、4月17日に地鎮祭、そして首里城正殿を拝殿にすることなどを経て、ようやく大正14年〔1925〕1月本殿が竣功、大正15年〔1926〕10月20日に「県社」昇格が許可となっている（波上宮の官幣小社列格に次いで、明治以降初の公認神社の新設で、それも県社という有資格神社が誕生、他の琉球七社は無格社という公認神社のままであった）。

明治43年〔1910〕4月25日付の「県社・村社建設理由書」は次のとおりである。

今県社ヲ設ケテ県民敬神ノ途ヲ明ニセントスルニ当リ第一<sup>ママ</sup>に国祖舜天ヲ主神トセントス、舜天名ハ尊敦、父ハ鎮西八郎為朝、母ハ大里按司ノ妹某ト伝フ、実ニ沖縄開国ノ英主ナリ、現ニ尚侯爵家ニテ歴代ノ位牌ヲ祀ルニ舜天ヲ以テ正位トナシ以下順ヲ追テ按排セリ、宜シク県幣ヲ饗ケシムヘキ第一位ノモノタリ、是レ県社ニ主祀セントスル所以ナリ、惟フニ源為朝渡琉ノコトハ歴史上確証ナシト雖亦是ヲ否定スヘキ証左ナシ、然レトモ本県民ハ古来其ノ説ヲ確信シテ毫モ疑義ヲ挟マス、是ヨリ各種ノ伝記ニ記載シ兒童走卒ト雖知ラサルハナシ、故ニ其ノ口碑伝記ニ基ツキテ事実ヲ肯定シ偉人ノ感化ヲ広汎ニ且ツ永遠ニ及ホサンカ為県社ニ祀祭スルハ国民教育上最モ適切ノ事ト思考ス、

故侯爵尚泰ハ藩国最終ノ王統ヲ受ケテ内外多事ノ際ニ生レ、廢藩多事ノ際ニ当リテ紛々擾々タリシ際、一切ノ俗論ヲ排シテ大義名分ヲ明ニシ以テ県民ヲシテ平穩ニ皇恩ニ浴スルニ至ラシメタ功偉大ニシテ県民ノ追慕最モ新ナリ、宜シク県社ニ合祀スヘシ、  
以上ハ本県開發ノ三大偉人ニシテ且ツ共ニ皇国トノ關係密接明瞭ナルヲ以テ新ニ宮殿ヲ設ケテ県社ニ祭祀セハ其ノ感化ハ道德上將又民心統一上ニ將來永遠ニ好影響ヲ及ホスヤ疑ヲ容レス、若シ夫レ各村各部落ニ現存スル深林幽谷等ノ共同礼拝所ニ至リテハ単ニ自然物崇拜ノ古俗ニ由ルモノナルヲ以テ其ノ存立ハ寧ロ社会文運ノ体面ヲ毀損スルノミナラス風教ノ故障トナルモノモ亦尠シトセス、且ツ其ノ地域広大ニシテ是ヲ利用厚生ノ途ニ流用スルトキハ国利民福ヲ増進スルコト頗ル大ナリ、故ニ一々其ノ由来ヲ調査シ適宜ニ是ヲ合併シテ村社トナシ居民敬神ノ美風ニ酬ヒントス、尚現今ニ於テハ各所ノ祭祀時期一定セス居民奔命ノ勞ニ疲レ費ストコロ亦尠少ニアラス、仍テ村社ノ設立ト共ニ其ノ祭日ヲ一定シ居民一般ノ安息日ト為ス時ハ新設県社ト相俟ツテ啻ニ敬神思想ヲ發揮シテ風教ヲ振肅スルノミナラス現今過渡時代ニ於ケル混沌タル思想界ヲ統一シテ我カ国体ニ一致セシムル政策上ノ最大重要事ナリトス、(鳥越 1965:655)

「県社・村社建設理由書」で示された舜天、源為朝、尚泰を祭神とする県社創立、そして御嶽を合併引き直して村社（御嶽・拝所を合併しての村社化、公認神社化）にするという2点の計画は、まず県社創立については、沖縄県の独自の発想ではないが、明治8年〔1875〕9月13日付の河原田盛美の建議に琉球国初代王とされる舜天王とその父とも伝承される源為朝を祀る「沖縄神社」を設けて「国幣社」に列すべきという考えがあり（琉球政府 1965〔b〕:223）、それは、当然、沖縄県の明治43年〔1910〕4月25日付の「県社・村社建設理由書」に影響を与えたのだろう。また御嶽・拝所を合併しての村社化は、前出したとおり、明治34年〔1901〕10月以前に県の計画として、御嶽を帝国の神祇として認めるよう県が内務省に出願しているので、少なくとも明治34年〔1901〕10月以前からあったこのような考えが、「県社・村社建設理由書」に反映したにすぎない。ここでいう「村社」という表現はその後の一村一社の「村社」創立に係るものと思われる。なお、鳥越憲三郎は、「県社創立の機運は、明治四十三年に始まったといえる。」（鳥越 1965:655）と述べているが、その機運・必要性には明治8年〔1875〕の河原田盛美の舜天王と源為朝を祭神とする沖縄神社創設の建議や、丸山莞爾知事時代の県社創立の考えが影響していると考えるのが妥当であろう。

そもそも「県社・村社建設理由書」に大きな影響を与えたのは、内地での神祇行政の改革である。それは政府が明治39年〔1906〕に神社合併、合祀、整理を通じて神社の経営安定と祭祀の厳修の目的として、明治39年〔1906〕4月30日「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」（勅令第96号）と同じく明治39年〔1906〕8月10日「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」（勅令第220号）を発令した。神社合併を促すもので反対論もあったことも事実だが、ある程度、評価する向きもある。例えば、昭和12年〔1937〕に出版された『神社読本』には、問題点は指摘しつつ、「一面神社全体の權威を維持すると同時に、他面合併神社の基礎を鞏固にし、神社将来の發展を期せんとしたのである<sup>(40)</sup>」と評価している。

同書で指摘しているが神社数の減少について示すと、先の勅令2件が発出された明治39年の都道府県別神社数は、190,435社（<sup>(41)</sup> 境外無格社 133,825社）、40年〔1907〕176,739社（同 121,474社）、

41年〔1908〕162,441社（同108,722社）、大正5年〔1916〕118,916社（同69,338社）、昭和11年〔1936〕110,442社（同60,703社）、昭和20年〔1945〕109,733社（同59,704社）と、確実に、無格社の神社数が急減している（有資格神社の村社の数は増加していないので、無格社の整理合併で終わっている）。なお、昭和17年〔1942〕7月16日には、内務省神祇院の神社制度調査会は、「無格社整備ニ関スル<sup>(42)</sup>要綱」を内務大臣に答申、合併や解散などを通じて明治39年〔1906〕に引き続き再び無格社の整理をする方向でいたが、実際は戦局厳しい中であって、ほとんど実施はされなかった。しかし、この要綱は「沖縄県神社創立計画案」を作成する上での手法として使われた（「沖縄県神社創立計画案」に記述がある）。

無格社を中心に合併して信仰の基盤をたてて「国家の宗祀」にふさわしい規模の神社にして運営の基盤を固めるということは、「県社・村社建設理由書」にある「若シ夫レ各村各部落ニ現存スル深林幽谷等ノ共同礼拝所ニ至リテハ単ニ自然物崇拜ノ古俗ニ由ルモノナルヲ以テ其ノ存立ハ寧ロ社会文運ノ体面ヲ毀損スルノミナラス風教ノ故障トナルモノモ亦尠シトセス、且ツ其ノ地域廣大ニシテ是ヲ利用厚生ノ途ニ流用スルトキハ国利民福ヲ増進スルコト頗ル大ナリ、故ニ一々其ノ由来ヲ調査シ適宜ニ是ヲ合併シテ村社トナシ居民敬神ノ美風ニ酬ヒントス」という村社建設に共通する部分があるのは注目に値する。

このように明治34年〔1901〕10月以前の御嶽の神社化公認出願から、内地の明治39年〔1906〕の神社合祀や合併による神社整理方法を援用しての、御嶽・拝所を合併により村社化し、また県社を創立をするという明治43年〔1910〕「県社・村社建設理由書」と同年の沖縄県諸禄処分法施行に伴う社寺神職僧侶等の処分策の具体化案が第二段階の神祇政策（第二期神祇政策）である。

### XIII 御嶽・拝所の神社化の背景

では、沖縄県は県内に内地並みの神祇環境を作り出すために、なぜ北海道や他の外地のように神社の新設創建を選ばなかったのだろうか。

沖縄の神社は官社であって、普天満宮のように民衆の信仰と深く結びついていた神社もあったが、維持管理・財政も琉球王国が支援、明治になっても旧慣温存策によって、琉球王国ほどではなかったが社寺禄が支給され、修繕も僅かながら実施されていた。だがしかし、荒廃の一途を辿る状況にあった。内地の神社は基本的には民衆によって支えられており、大きな違いがあったといえる。

明治以降、神社を所与のものとして認識していた寄留民（内地人）は、商人、官吏、教師などで、その人口は明治19年〔1886〕の1,543人から大正8年〔1919〕の8,296人（データは大正8年〔1919〕<sup>(43)</sup>で終わっている）の間で推移し、しかも那覇を中心に居住し、北海道や外地の開拓地のように集団で内地人が移住することはなかった。内地人は既存の公認神社の琉球八社や未公認神社である住吉神社への信仰、支援は惜しまなかったとしても、新たに神社を建てるには内地人の人口が少なかったといえるのではないだろうか（内地人の人口からすれば2～3社程度の創建は可能だったかもしれない）。

そのような中であって、沖縄県は一般民衆のために神社の新設を積極的に推進するのではなく、御嶽の神社化を図ることで帝国の神祇を沖縄に広めることにした。その明確な理由は、後年のものではあるが昭和18年の沖縄県神社創立計画案に（波上宮神社史編纂委員 2016:342-343）、

(前略) 本県ニハ古クヨリ御嶽ト称スルモノ各村字ニアリ住民ハコレヲ敬神ノ対象トナシ若シ此等御嶽ヲ神社ト看做セバソノ数九百ニ余リ必ズシモ少キニハ非ザリシナリ。此等御嶽ハ我国古代ノ神社形式ヲ伝承スルモノニシテ万葉集ヲ初メ風土記、祝詞、延喜式等ニ散見スル神奈備山、御室山ニ見ル神籬形式ノ神社ヲ彷彿セシメ若シ御嶽ノ麓ニ拝殿、鳥居ヲ設置セバ官幣大社大神神社、官幣中社金鑽神社或ハ御室山ヲ背景トナス多クノ神社ト同形ナルモノニシテ蓋シ我国古代ニ於ケル神社ノ原初的形態ヲ伝承スルモノト言ヒ得ベシ又ソレ等神職ニ於テモ「ノロクモイ」(ノロハ祝クモイハ尊称)ト称スル女神職之ヲ司リ古クハ各村ノ根所(草分ケノ家ニ付与サレシ名称)ノ子女之ニ当リ生涯独身ヲ守リソノ兄弟ガソノ村ノ行政権ヲ握リ斯克姉弟(或ハ兄姉)ニヨル祭政ノ二重主権ヲ構成シ我国古代ノ祭政ノ形態ヲ示セシ(後略)(「沖縄県神社創立経緯並要旨」)

とあるように、沖縄県には古くから各字には住民が崇拝する御嶽があり、この御嶽を神社と見なせば900社余りとなり、内地の他府県と比べても決して少なくはないとして、さらに御嶽を神社と見なす理由として御嶽は日本の古代の神社形式を伝え、かつ神籬形式の神社を彷彿させるものであり、もし御嶽の麓に拝殿・鳥居を設ければ神体山を本殿と見なす神社と同じで、そのようなことから日本における神社の原初的形態を伝承しているのが御嶽であると示し、かつ沖縄県は御嶽が日本の神社と根本的には同質であるため御嶽を神社に引き直す計画を立案したと強調している。重ねて、ノロクモイは日本の古代の祭政一致の形態を示すものであることを付け加えている。

このような考えは、大正10年以降、柳田国男(『海南小記』など)や折口信夫(「琉球の宗教」など)などの民俗学者が発表しているが(その影響は検証する必要がある)、沖縄県は既に明治34年[1901]10月以前には内務省に御嶽・拝所の神社化を出願し、あらためて明治43年[1910]4月25日付の沖縄「県社・村社建設理由書」でも御嶽を合併して神社に引き直して村社を設立するという方針を立てている。何故なる理由で御嶽は日本の神社の原初的形態を示すという民俗学の学説以前に、御嶽の神社化方針を打ち出すことができたのだろうか。

明治15年[1882]7月19日から9月26日まで沖縄(宮古、石垣を含む)の実情を調査し数々の提言をした尾崎三良の明治15年[1882]12月の「沖縄県視察復命書」の「社寺之事」項目には(沖縄県沖縄史料編集所1980:27-28)、「三良以為ク聞得大君殿ノ琉球ニ於ケル猶伊勢大廟ノ我レニ於ケルカ如ク祭主ハ即古ヘノ齋ノ宮ニ類スルモノナリ」「又各村礼拝所ト称スルモノアリ皆女巫アリ以テ之ヲ祭祀ス其祿僅ニ米六七斗乃至一石余ナリ三良親ク礼拝所ニ就テ女巫拝神ノ状ヲ視察スルニ其拝スル所ハ火ノ神ニシテ女巫ハ白衣ヲ着ケ首ニ曲玉ノ連珠ヲ掛ケ合掌礼拝ス其供スルモノハ糶酒ナリ其状我太古未タ仏教ノ入ラサル時ノ景状ヲ髣髴スルニ足ル」と、尾崎三良の考え・提言が述べてある。聞得大君殿は伊勢神宮と、聞得大君(祭主)は齋宮と同類であり、各村字にある拝礼所(御嶽、拝所)でのノロクモイの祭祀の様子は、仏教が日本に入る以前の情景を彷彿させるものであると、報告した(復命書の主旨は、さらに沖縄の統治のためには聞得大君殿を官幣社に列格させ、祭主には尚泰藩主の伯母を任命し、神社仏閣、拝所御嶽の廃絶は慎重にして、然るべきものは保存すべきというものである)。この尾崎三良の復命書は、沖縄の信仰が日本での仏教以前の古い形と共通することを説いており、この考えが沖縄県の御嶽への認識に影響を与えたことは否定できないのではないだろうか。

また、日琉同祖論も影響を与えたのであろう。日琉同祖論は、源為朝の琉球渡来伝説と関係があり、日本国内でも江戸時代において論じられている。また琉球においても、琉球王国の摂政だった羽地朝秀（向象賢）が発令した布達や意見書をまとめた「仕置」（1666～1673）の「当春久高島知念へ祭礼事に付国司参らる筈にて候故愚意了簡之所及申入候」条の4項目の中ほどに「惟に此国人生初者日本より渡たる儀疑御座無く候然は末世之今に天地山川五形倫獸草木之名に至迄皆通達せり然れ雖言葉之余相異者遠国之上久敷通融絶たる故也五穀も人同時日本より渡たる物なれば右祭礼何方にて仕られ候ても同じ事と存候事<sup>(44)</sup>」（1673年3月10日）とあり、琉球の人々の祖先は日本から渡来したことは疑いなく、天地・山川・植物・動物・草木などあらゆる物の名前が通じるが、言葉が違うのは遠い国で長い間交流が途絶えていたからであり、五穀も日本より入ったものであり、琉球と日本の根源は同じであると説いて、日琉同祖論を展開している（評価は種々あるようだ）。羽地朝秀の考えは、琉球王国の末期、明治の初期に活躍した三司官であった宜湾朝保にも影響を与えたといわれている。

このような考えは、沖縄を統治していく上で、非常に都合のよい論理であり、尾崎三良、そして沖縄県の官僚に与えた影響は大きいだろう（朝鮮と日本の「日鮮同祖論」にも通じるものである）。それ故、御嶽と神社の原初の形態が共通しているとの考え方は、安易に御嶽を神社と見なす、神社に引き直す、神社化がたやすいであろうとの結論、方針に結びついたといえるのではないだろうか。同時に、村々に神社を新設するより、財政的に厳しい沖縄にとって新たに神社境内地に適した境内地の確保の困難性も考慮すれば財政的負担が軽減されるという格好の方針でもあったのであろう。

また、鳥越憲三郎は『琉球宗教史の研究』の中で、神社と御嶽を同種として取り扱う理由を、琉球王国時代の社寺座に求め、それは社寺禄で神社と御嶽拝所を社禄として扱い、何らかの改変をして御嶽・拝所を神社化することになった、とする。それは次のようなものである。

明治二十三年には、琉球八社の一たる波上宮が官幣小社に列格しており、残り七社も無格社として正規の公法人たる日本の神社として公認された。然るにノロなどの齋く御嶽拝所は神社としては認められず、特殊の取り扱いにあったにもかかわらず、これら両者を一括して、寺院の寺禄に対するに社禄の名をもってこれを処分した。もちろんこれには、琉球国時代の社寺座にあって、両者を観念的には同一種として取り扱って来ていたことに基因するのであろうが、また一つには、明治末の施政方針が従来の御嶽拝所を神社と同一種のものとして観じ、何等かの改変を加えて、これらを正規の神社に引き直し得るものとの解釈がすでにあったことによると見られる（鳥越 1965:596-597）。

琉球王国の国家祭祀である聞得大君を頂点とするノロクモイ祭祀と官社寺とは区別されつつも、互いに拒否すべきものではなく共存し、観念的に神社と御嶽を同種のものだと扱ったという。御嶽を「正規の神社に引き直し得るものとの解釈がすでにあったことによる」としているが、「すでにあった」ことは何を示すのだろうか。社寺座は、琉球王国中央政庁の申口方、泊地頭の配下にあり、戸籍、民事、公安、消防、宗教、建設、重要貿易港のある泊村を職掌とする官庁で、社寺は「社寺座」の役所が管轄した。

#### XIV 御嶽・拝所の合併は一村一社化への手法

沖縄県は、遅くとも明治34年〔1901〕10月には、「のろくもい神社」（拝所、御嶽）を帝国の神祇と同一（御嶽の神社化）であることを認めるよう内務省に出願<sup>(45)</sup>していた。この時点で御嶽・拝所の合併による村社化に一村一社の前提があったとは考えられないが、それが数年後にはつながっていく。

その後、内地では明治39年に至って、明治39年〔1906〕4月30日「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」（勅令第96号）と明治39年〔1906〕8月10日「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」（勅令第220号）が発令され、いわゆる、神社合併、神社整理が進められ結果的に一村一社が進められることになる。そもそも、神社合併について批判はあるものの小規模で財政基盤が脆弱で帝国の神祇の祭祀も充分でない神社を近隣の神社に合併（その場合によっては近隣の神社の境外末社に変更）するなどして、祭祀の厳修と運営基盤の確立を目指し、由緒と一定以上の規模の神社には行政から官国幣社と同様に大祭に神饌幣帛料の供進（金額は少額）をできるようにするものであった。

その背景には、無格社は神社全体の3分2以上を占めるなど、とにかく多過ぎた神社を前述の理由で合併整理をして、帝国の神祇を祀るのにふさわしい施設となして神饌幣帛料を供進することに目的があった。それは、明治21年〔1888〕4月25日の市制及び町村制（翌年4月以降順次施行。沖縄では明治40年〔1907〕3月16日に沖縄県及島嶼町村制〔勅令第46号〕公布、それは翌年明治41年〔1908〕4月1日施行）や、明治39年〔1906〕6月28日「町村制ヲ施行セサル地方ニ於ケル神社ノ神饌幣帛料ニ関スル件」（内務省令第20号）、同日の明治39年〔1906〕6月28日「神饌幣帛料ヲ供進スル神社指定ノ標準ニ関スル件」（内務省訓第495号）によって担保された。「神饌幣帛料ヲ供進スル神社指定ノ標準ニ関スル件」による条件とは、由緒が明確な神社（延喜式内社、国史所載神社、准勅祭以上、皇室の崇敬神社、武門、藩主、領主などの崇敬神社、祭神が祀られる地方に功績・縁故のある神社——のいずれかに該当し、規模としては境内地150坪、本殿・拝殿・鳥居等を完備していることであった（既存神社を対象にしているのので、境内地150坪という条件は、新設の場合の300坪ないし500坪と異なる〔阪本1968:169-170〕）。

こうして、内地では明治39年〔1906〕に神社合併、整理によって市町村等から府県社郷社村社に神饌幣帛料が供進される道が開かれ、いわゆる一村一社の制度思想が普及することになった。

このような内地での神祇政策の決定を経て、沖縄の旧慣制度の最後の改革ともいべき沖縄県諸禄処分<sup>(46)</sup>の最終的な改革準備は、第八代奈良原繁知事時代（明治25年〔1892〕7月20日～明治41年〔1908〕4月5日の長期）にはじまる。社寺禄については明治39年〔1906〕7月3日に政府原案を採用して沖縄県社寺処分法案を提出、それは沖縄県諸禄処分法となって明治43年〔1910〕4月28日に公布された。特に沖縄県諸禄処分法実施後の社寺処分の具体的な取り扱いについて明治43年〔1910〕4月30日から5月3日の間に第9代日比重明知事（明治41年〔1908〕4月6日～大正2年〔1913〕5月30日）を交えて東京で集中的な内務省との交渉が進められている（鳥越1965:567-572,609,634-637,640）。

この沖縄県諸禄処分法の公布と明治43年〔1910〕4月25日付の「県社・村社建設理由書」、沖縄県諸禄処分法公布に先立って、内務省神社局との交渉結果も踏まえて沖縄の社寺の具体的な改革がおこなわれた。



そして「県社・村社建設理由書」には、「一村一社」という文言は見られないが、村内各字の御嶽・拝所を合併整理して村社を建設することによって、由緒不詳による敬神の乱れ、祭日の統一により住民の精神的安定や経済的負担を減少し、境内地を再活用するなどの考え方は、内地での明治39年〔1906〕4月30日「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」と明治39年〔1906〕8月10日「神社寺院仏堂合併跡地ノ譲与ニ関スル件」に共通するものであり、まさしく一村一社と共通する概念が述べられていることに気付く。

さらに「県社・村社建設理由書」や、沖縄県諸禄処分法公布直後の4月30日～5月3日までの社寺に関する集中交渉（東京）直前の明治43年〔1910〕4月17日付の「琉球新報」に、「社寺の処分」の見出しで社寺禄処分後の社寺のあり方が報道された。

次のような記事である。

#### 社寺の処分

社寺の処分に関する用務を帯び明日の船便にて京都東京へ出張の途に就く岸本事務官は記者に語つて曰く本県の社寺は旧慣に依つて県庁に所属し僧侶神職の任免権も県知事の手にあるしが今回禄の処分と共に旧慣を廃し従来の如き関係を打切る事となるを以て寺院は僧侶の資格及び住職任免の関係より新たに所属を求むる必要を生じたれば今回京都に赴きて各宗派の本山に交渉して夫□らの関係を付けんとするにあり夫に就ては一般の例に依り本山に向つて相当の納付金を負担するの必要もあり寺院の監督権僧侶の任免権等は何れ管長の手に移る事となる可く当地の各寺院も亦之を希望せり神職の方は当分県社にす可きものは無かる可し之は内務省と協議を遂げて決定するも或は郷社の性質にでもなる可きか経済上の立場に就ては社寺共に永説□禄全様の割にて処分せらるるを以て公債利子の年五朱にて多くは従来の禄高と伯仲し収入の点に就ては左程の相違なきを以て社寺禄の処分は社寺の経済上何等の打撃ともならず唯今般の発展に就ては寺院の方は内地全様門徒を組織して其喜捨を仰ぐの要ある可く現に真言宗の方などは大に檀家の必要を認めて寄りく計画を進めつゝありとの事なり又社の方も氏子を作つて維持を計る必要ある可く又は町村の方より維持費を支出し得るの途も存するなり但し之は町村の権限に属する事なれど兎に角寺院にせよ神社に<sup>せよ</sup>社<sup>カ</sup>によせ諸禄処分の為めには経済上別段の打撃なし唯将来の発展に就ては今後の講究課題に属す可きなり云々

この記事によると、沖縄県諸禄処分法実施後の社寺の取り扱いについて、京都と東京に出張する岸本事務官が、沖縄県の僧侶神職の任命は旧慣によって県庁に所属しているが、旧慣廃止で僧侶の資格任命は京都の本山管長に移って本山への負担金も生じるが沖縄の寺院もそれを望み、神社について波上宮を除く神社7社は規模、運営等からも県社に昇格させるような状態にないが郷社ならば検討の余地はあるかもしれない、さらに社寺禄処分で公債（国債）利子の年5朱が社寺に入るので経済上の打撃にはならず、今後の発展を考えると寺院は門徒組織をつくり喜捨によって維持されるべきで、また神社についても氏子制度の導入によって維持する必要があるが、加えて町村の権限ではあるものの町村からの維持費補助の道も残されていると語り、最後に社寺は諸禄処分で「経済上別段の打撃なし」（実際は大いに困窮した）と断言し、「将来の発展に就ては今後の講究課題」だと述べたのである。

ここで注目するのは、神社について今後「町村の方より維持費を支出し得るの途も存するなり但し之は町村の権限に属する事なれど」と述べていることで、無格社に町村が維持費を補助できる道があることを語ったことである。このことは内地での明治39年の出来事である「府県社以下神社ノ神饌幣帛料供進ニ関スル件」と「神饌幣帛料を供進する神社指定の標準に関する件」（内務省訓第495号、明治39年〔1906〕6月28日）によって府県郷村社への申請幣帛料が供進できる道が開かれ、沖縄でもこれを援用して沖縄の神社も町村が維持費を支出できる道が開かれ、維持費支出（神饌幣帛料）の可能性を述べたと思われるが、明確な根拠は管見の限り見当たらない。

明治34年〔1901〕の内務省への出願、明治43年〔1910〕の「県社・村社建設理由書」によって御嶽・拝所の合併による村社化の政策が確定し、さらに神饌幣帛料の供進への可能性も開かれたのである。このように、村内各字の御嶽・拝所の合併による神社化の目的は村社を作り出すことであり、具体的には明治39年〔1906〕の内地の神社合併と、それが目指す祭祀の厳修と神社の安定的経営（氏子の負担軽減も意味した）を沖縄でも実現することにあつたといえるだろう。

## XV 社寺禄処分後の神祇方針の具体的な実施の動き

明治43年〔1910〕4月28日の沖縄県諸禄処分法の成立で、これまでの社寺に与えられていた社寺禄は国債で一括支給され、寺社はそれぞれ独立運営しなければならなくなった。このため沖縄県設置以来の神社のあり方を検討していた沖縄県は、沖縄にも完全に内地の神祇政策が適用されることから今後の神祇方針として県社と村社（御嶽を合祀しての村社化）の創立方針を立案（「県社・村社建設理由書」）、県社創立方針は内務省神社局（明治33年〔1900〕4月独立）にも明治43年〔1910〕9月10日付で非公式に問い合わせている（鳥越 1965:656）。同時に、今後の社寺の独立運営・経営、人事任命、養成などを社寺関係者に周知する作業を明治43年中に実施している。この一連の作業により、沖縄県の県社創立、御嶽・拝所の合併による神社化、独立運営の神祇方針が理解できる。

諸禄処分の準備は明治39年〔1906〕7月3日（鳥越 1965:567）からはじまっていたが、諸禄処分法がいよいよ国会で制定（明治43年〔1910〕4月28日）される直前の4月17日以降、大正6年〔1917〕7月の神職養成の記事までの出来事を、重複する部分もあるが、時系列的に見ていくことにする。<sup>(47)</sup>

明治43年〔1910〕4月17日付の「琉球新報」によると、社寺の処分の事務で京都・東京に出張する岸本事務官は、当分の間は神社の郷社化を内務省と協議して決定し、旧慣による僧侶神職の知事任命権について寺院僧侶の本山による監督任命に移行（神職は知事任命継続）、寺院は門徒・神社は氏子の組織化が必要で、神社については町村の経費支出化も図るが、諸禄処分（社寺禄処分）で給与される国債の利子があるため運営での経済的打撃はなく、将来の発展のためには今後の研究が必要であるとの認識を示したが、檀家、氏子制度の確立も成し遂げられず、社禄に変わり、国債の利子のみでの運営では荒廃する施設修復もままならない厳しい状況になるとは、この時点では考えもしていなかった。

沖縄県は明治45年〔1912〕には明治天皇即位（慶応3年1月9日・1867年2月13日）50年の記念式典を執行するに当たり、事前の明治43年〔1910〕2月12日に地方課長から各部課長宛てに「御即位記念事業ニ関スル件」を回議した。社寺兵事課は、舜天を主祭神（配祀・源為朝、尚泰）とする

県社創立案を提出した。それは、それに先立つ2年前の明治43年〔1910〕4月28日の沖縄県諸禄処分法実施に当たり、それに関連して神職の特別任用、将来的に拝所の神社への引き直し（神社化）・ノロクモイの社禄は拝所の手元資金とし、ノロクモイの任用はこれまでとおり知事、寺院住職任用については本山へ移管する方針が決まっており、さらに県社や村社の創立や神職養成の神祇方針が表面化し、その計画の骨子として県社創立と従来の御嶽を神社に引き直す（御嶽の神社化）方針を樹立して早急な沖縄の神祇制度を確立したいというものであった。現に御嶽の神社化を上申（明治43年〔1910〕5月3日上申、明治43年〔1910〕6月28日内務省聞置）、県社創立につき神社局に照会（明治43年〔1910〕9月10日）をしていた。その後、明治45年〔1912〕7月30日の明治天皇の崩御で即位50年記念事業は中止、県社創立も立ち消えとなった（鳥越 1965:609,656）。

明治43年〔1910〕4月28日、沖縄県諸禄処分法が公布され、1月1日に遡って金禄・社禄・寺禄・僧侶飯米を国債により一時金として支給、これは神職役俸、社禄、ノロクモイ社禄、寺禄、飯米の受給者にも支給された。旧慣の終焉である。

沖縄県諸禄処分法公布によって社寺は自主独立運営を余儀なくされ、神職僧侶の任免、大夫・内侍・祝部・権祝部・宮童・ノロクモイの処置を早急に対応する必要にも迫られた。それで知事は明治43年〔1910〕4月30日に内務大臣宛てに「社寺整理ノ義ニ付上申」して、明治35年〔1902〕2月18日内務省令第4号の「府県社以下神職任用規則」を改正して大夫・内侍・祝部・権祝部・宮童を廃止して村社の社掌もしくは雇に採用するとともに、ノロクモイを廃止して拝所管理者として採用し、住職の任免は旧慣を廃止して明治17〔1884〕年8月11日の太政官布達第19号「神仏教導職ヲ廃シ、住職任免、教師ノ等級進退ノコトヲ、各管長ニ委任スル件」を適用することへの指示を要請した（鳥越 1965:634-635,638-639）。

さらに、5月3日付で同じく日比重明知事は内務大臣宛てに、「神職特別任用ノ義ニ付上申」し、「旧来奉仕シ来リタル家格ノ者ヲシテ其資格ヲ失ハシムルハ事理穩当ヲ欠クノミナラス相当資格ヲ有スル者ヲ任用スルコトハ該社ノ経済上到底不可能ノ事ニ属シ候ニ付右省令中現ニ大夫、祝部、権祝部、宮童ノ職ニアル者及其相続者ハ社掌ニ任用シ得ル規定ヲ設ケラレ度」と4月30日付の「社寺整理ノ義ニ付上申」と同様に「府県社以下神職任用規則」の改正を要請した（鳥越 1965:640）。

その結果、規則は改正され6月には「府県社以下神社神職任用規則」の第11条の5が次のように追加された（鳥越 1965:640、阪本 1968:165-166）。

第十一条 左ニ掲クル者ニシテ第二条ノ各号ニ該当セサル者ハ試験ヲ要セス社司社掌試験委員ノ銓衡ヲ経テ社司社掌ニ補スルコトヲ得

(中略)

五 沖縄県ニ在リテハ大夫、祝部、権祝部及宮童ノ職ニ在リシ者又ハ其ノ相続人ニシテ祭式及国典ヲ修メタル者

この特別条項追加は、沖縄の昭和47年〔1972〕5月15日の本土復帰時の神社本庁の特別神職養成講習会を彷彿させる。その特別講習会にはノロクモイも参加するなど、沖縄の信仰の多様性を醸し出すようなものだった。<sup>(48)</sup>

同様に明治43年〔1910〕5月3日には「拝所並『ノロクモイ』大阿母等ニ関スル儀ニ付上申」と「寺院住職任免ニ関スル義ニ付上申」<sup>(49)</sup>（鳥越 1965:609,637）の2通が上申されているが、「拝所並『ノロクモイ』大阿母等ニ関スル儀ニ付上申」では、将来の御嶽の神社への引き直しとともに、ノロクモイの社祿は拝所の維持資金とし、またノロクモイの任用も従来の慣行（旧慣）により知事の権限としてほしいと県は内務省に上申した。この上申に対し6月28日付で「聞置」との回答（鳥越 1965:609）を得たので、社寺祿処分後の沖縄県の神祇行政の方針は、内務省からの回答（指示、聞置）によって定まったといえる。この明治43年6月28日時点で内務省は沖縄県の「御嶽の神社化」方針を承知したことになる（具体化するのには昭和18年10月「沖縄県神社創立計画案」まで待たなければならなかった）。

7月8日付の「琉球新報」は「神職任用と神社」の見出しで、波上宮を除く琉球七社の社格は「将来は現在の七社を村社に移すの方針なれど今日神社としての基礎不十分なるを以て当分無格社として県知事の所管とし財産の整理氏子の組織其他神社の基礎を固めたる後に社格を変更する方針」であると、社格は無格社ながら今後の神職任用をもって神社の処分（神社対策方針）が一段落することを報じている。その結果、7月3日、11月7日、16日には辞令が発令され、処分後の新しい社寺への事務取り扱いが進んでいることがうかがえる。<sup>(50)</sup>

そして、沖縄県は社寺の処分（社寺神職僧侶の今後の取り扱い方針）について、7月13日に神職僧侶を検徳館に集めて説明会を開催している。それによると、社寺に関して今後は沖縄県諸祿処分法公布によって社寺に関する従来の慣行は廃止され、内地の社寺に関する規則が適用実施されることから、これまで内務省と協議して決定した今後の方針と注意事項を示した。これは、沖縄県諸祿処分法公布（明治43年〔1910〕4月28日）直後に集中的に内務省との協議（面談や文書）した際、社寺の具体的な組織改革案に従って進められたと、鳥越憲三郎自身が記述しており、その改革案が『琉球宗教史の研究』に引用されている（鳥越 1965:635,639）。以下は、明治43年〔1910〕7月16日付「琉球新報」に掲載された神社の今後の方針「社寺の注意事項」<sup>(52)</sup>についての説明内容であり、鳥越憲三郎が沖縄県嘱託として沖縄県保管文書から書き写した内容とほぼ一致している。<sup>(51)</sup>

## 神社の部

- 一、神社土地建物什宝器等は其社に無償下渡のこと
- 一、沖宮以下七社の神職の名称は社掌の名称に改め内務省令第四号府県社以下神職任用規則に依り任免のこと<sup>(53)</sup>
- 一、公債は、其社に給与せらるゝを以て維持元資金として保存し消費するを許さず利子は其社入金として経費に支出すること<sup>(54)</sup>
- 一、信徒を組織し及総代四名を撰挙し独立経営すること<sup>(55)</sup>
- 一、神職の手腕如何に依り神社の興廃に係する大なるを以て神明に対し尊崇悃誠を主として典例に従ひ精々本務を尽すこと<sup>(56)</sup>
- 一、神社を維持拡張し追々内地に於ける村社に引き直す根基を充実するに努むること
- 一、神職は当分旧慣に依り其家格及相当資格ある者より任用せしむることゝなるも追々内地一般の神職全様試験規則に依り任用せらるる筈に付今後子弟の教育に尽瘁すること<sup>(57)</sup>

- 一、社寺に給与せらるゝ公債は登録国債にすること<sup>(58)</sup>

なお、鳥越憲三郎が引用した「神社改革案」は次のとおりで、先の「琉球新報」記事とほぼ共通している（鳥越 1965:639）。

- 一、沖宮以下七社ハ村社ニ引直シ社祿ハ記名登録国債トシテ永遠ニ保存セシムルコト
- 一、村社ニハ氏子ノ組織ヲ奨励シ共維持拡張ヲ計ルコト
- 一、村社ニ村費ヲ以テ幣饌ヲ供進セシムルコト
- 一、沖宮以下七社ノ神職ノ名称ハ総テ社掌ト改メ明治三十五年内務省令第四号神職任用規則中左ノ如キ条項ヲ追加スルコト
  - 沖縄県ノ神職ニハ当分ノ内本令ノ規定ヲ適用セス従来ノ慣行ニ依リ知事之ヲ任免ス
- 一、ノロクモイ大阿母等ハ神職ト認メサルコト
- 一、波上宮大夫、内侍、権祝部、宮童ハ沖宮以下七社ノ社掌ニ補シ其社祿ハ七社ノ元資金ニ編入スルコト
- 一、ノロクモイ大阿母等ニ給スル社祿ハ記名登録国債ニセシムルコト

明治 43 年〔1910〕7 月 16 日付の「琉球新報」に掲載された「寺院の部」は以下の内容である。

- 一、従来ノ官寺ハ土地建物其他什宝物等は無償にて其寺ニ下渡ノこと※神社ノ部ト同一
- 一、従来ノ官寺住職任免ハ各派所管長ニ於テスルコト
- 一、従来ノ私寺ヲ公称寺院ト認メざるニ付爾來ハ其寺ニ於テ祈祷法会公衆参拝葬式ノ執行及守札等ノ□行相成らざること
- 一、私寺にして公称寺院ニ引直したきものは明治十一年九月内務省達乙第五十七号社寺取扱概則ニ依リ左ノ件ヲ具備シ出願ノこと

また、鳥越憲三郎が引用した「寺院改革案」は次のとおりで、同じくほとんど共通している（鳥越 1965:635）。

- 一、僧侶ノ任免其他従来ノ慣行ハ総テ之ヲ廃止シ各管長ニ引継クコト
- 一、寺祿ハ記名登録国債トシテ永遠ニ保存セシムルコト
- 一、檀家信徒ノ組織ヲ奨励シ独立自営ノ途ヲ講セシムルコト
- 一、祥雲寺・桃林寺ハ本年度以降村費支弁ノ慣行ヲ廃止シ其土地建物等ハ町村制ノ規定ニ依リ其寺院ニ譲与セシムルコト
- 一、観音寺・照太寺・神徳寺ハ村民ノ意向ヲ確メ移転廃合ヲ承認スルコト
- 一、円覚寺・崇元寺ヲ除ク外私寺ハ寺院ト認メサルコト
- 一、臨濟宗ニ在リテハ安国寺・真言宗ニ在リテハ護国寺ヲ以テ中本山トシテ住職ノ任免其他宗派ニ関スル一切ノ事項ヲ管理セシメ其管長ノ職權ニ属スル事項ニ付テハ管長ニ意見ヲ具申セ

このようにして社寺禄処分で社寺に関する処置方針も決まり、社寺はそれぞれの規則に従うことになった。特に琉球八社は帝国の神祇を担う立場となり、波上宮を除く7社は無格社のまま村社を目指すこととされた。一方、明治元年〔1868〕3月28日の神仏の分離令による神仏判然は、沖縄では当然、不十分だった。波上宮でも、官国幣社列格を申請する明治22年まで神仏混淆状態が継続していた。しかも境内地の区分も混淆の状態のため、それを分割する課題も残っていた（明治43年〔1910〕7月26日付「琉球新報」<sup>(59)</sup>）。この分割は不十分であったようで、波上宮や普天間宮ではそれぞれ護国寺、神宮寺と問題も生じている。

沖縄県諸禄処分法の実施によって、社寺禄に代わって国債が支給され、境内地建物も社寺に無償譲渡され、神職僧侶も県もしくは本山から任免されることになったが、当時の維持管理体制と専任奉仕者の有無によって、それらの対処方法は異なり、明治43年〔1910〕9月28日付「琉球新報」によると、離島である宮古の龍宝山祥雲寺（臨済宗）、八重山の南海山桃林寺（臨済宗）は未だその手続きが進んでおらず、さらに未公認神社とされていた宮古の熊野三所大権現（昭和16年〔1941〕沖宮末社から独立して無格社となった宮古神社で県社昇格を目指す）と八重山の八重山島三所大権現（将来県社昇格予定の八重山神社）は、現実には寺院に付属している状態のため、氏子総代は存在せず村が管理している状態であり、「神社の方は氏子総代より何等の推薦なきため今猶ほ神職を任命するに至らずと云ふ」という状態であった。この状態は、皇紀2600年の記念事業でそれぞれの熊野三所大権現の権現堂を神社に転換し社殿を新たに建設して県社昇格を目指す計画が立ち上がるまで続いていた。

神職養成、後継者育成も課題となっていたが、具体的には動きは不明である。ようやく大正6年〔1917〕になって、沖縄県は7月16日に開催した島司郡区長会議（「昨日の郡区長会議」）で、「神職養成に関する件」を協議しているが、その内容は定かでない（大正6年〔1917〕7月17日付「琉球新報」）。しかし、明治43年〔1910〕の沖縄県諸禄処分法が公布され、県社の創立、御嶽を神社化して村社への列格、神社運営の基盤確立、大夫・祝部などの神職への組織替え、そして後継者養成である神職の養成が課題として挙げられていたので、その神職養成がここで議論されたのであろうか。7月17日か27日の国頭郡村長会でも「神職養成に関する件」<sup>(61)</sup>を協議しているが、同様に内容は定かでない（大正6年7月30日付「琉球新報」）。

このように沖縄県は明治43年〔1910〕以降大正6年〔1917〕の間に、「神社」に奉仕する神職の養成の必要性を認めて協議の議題にはしていたようだが、神職を補佐する準神職、神社奉仕員や「神職」養成の講習会を開催したようでもなく、実際には神職の養成はしないまま経過し、官幣小社波上宮の神職を含めて神職数は8名程度で推移していった。その中で官幣小社に列格した波上宮は施設がある程度整い、神職数も複数であったので政府が求めた国家の宗祀としての神社、帝国の神祇を祀る施設として機能し、恒例祭をはじめ多くの祭典が斎行された。また普天満宮は江戸時代より地元の強い信仰を受け、専任神職もいたので祭祀は継続されていたが、他の神社は必ずしもそうだと明言できる状態ではなかった。

## 終わりに

ここまでは、明治5年〔1872〕琉球藩設置直後の明治6年〔1873〕1月4日の宮中での政始で琉球藩内の伊勢大神社と八幡神社を「朝典」（官社）に加列させる上奏（未加列）、明治10年代の波上宮と「沖縄神社」の国幣社列格の動き、明治23年〔1890〕に波上宮が官幣小社列格となり、明治34年〔1901〕10月には御嶽を神社化する方針を立てて内務省に出願していたこと、旧慣温存の終焉である明治43年〔1910〕の沖縄県諸禄処分法施行による社寺処分における施策「県社・村社建設理由書」（県社創立と御嶽・拝所を合併しての村社建設）、それは、沖縄県の単独、独自の「国家の宗祀」「帝国の神祇」を實踐する神社創立ではなく、国の規則を援用する形で政府の協力を得て立案した神祇方針であることを述べてきた。それらは沖縄県の神祇政策の3期のうち第一期（波上宮官幣小社列格まで）と第二期（明治43年の沖縄県諸禄処分法と「県社・村社建設理由書」までの御嶽・拝所の神社化と県社創立案）に当たる。琉球八社は公認神社となったが（波上宮の官幣小社以外は社格が定まっていない無格社）、残念ながら波上宮を除く神社（一部分は普天間宮も除く）は「国家の宗祀」としての神社、「帝国の神祇」を祀る神社としての祭祀活動が充分であったとは考えられない。また、聞得大君殿を官幣社に列格させる提言などがあったことも併せて記した。

近代沖縄神社神道史の第三期は、明治以来の神祇政策の集大成である昭和18年〔1943〕の沖縄県神社創立計画案（御嶽・拝所の神社化、氏子制度導入、県社・郷社創立）の成立過程であり、具体的には大正6年〔1917〕の無許可建設の「模擬構造」の神社（寺院も）に対し沖縄県が注意喚起したことをはじめとして大正時代から敗戦までの間の神祇行政史である（常に内地の神祇行政を援用して御嶽・拝所の神社化を成し遂げようとした）。その課題は、また「近代沖縄神社神道史と『沖縄県神社創立計画案』成立の背景（仮題）」と「近代沖縄神社神道史と『沖縄県神社創立計画案』の内容・検証（仮題）」として述べる機会を得たいと思う。

なお、本稿は去る令和3年〔2021〕7月10日、「帝国日本」境界の祭祀再編と海外神社研究班の研究会で「普天間宮、斎場神社、北山神社、宮古神社、八重山神社の県社化—昭和18年の沖縄県神社創立計画案を手掛かりに」の題目で研究発表（Zoom）したが、研究班責任者である後田多敦教授<sup>しいただ</sup>に勧められて執筆したものである。後田多敦教授には明治時代の調査報告書や諸統計などの所在をはじめ多くの示唆をいただいた。重ねて感謝申し上げる。

## 注

- (1) 鳥越憲三郎 1965『琉球宗教史の研究』p.655, 東京:角川書店
- (2) 沖縄県公文書館所蔵「庶務例規」第160号『庶務例規 永年』資料請求 R00159072B
- (3) 沖縄県公文書館所蔵『八重山神社及護国神社関係資料』閲覧用資料コード 0000011673
- (4) 神社本庁所蔵『神祇院関係資料』の資料番号【192】で、『坡名城 波上宮誌 資料編』に転載されている（波上宮神社史編纂委員 2016:341-351）。
- (5) 『増補改訂 近代神社神道史』（神社新報社政教研究室 2007:3-17）と『明治以降 神社関係法令史料』（阪本 1968:165-166）を参考にして筆者がまとめた。
- (6) 「いわゆる「琉球処分」小史」は次の書籍をもとに筆者がまとめたものである。安里進・高良倉吉・田名真之・豊見山和行・西里喜行・真栄平房昭 2013『沖縄県の歴史』第2版, 年表 pp.18-19, 東京:山川出版社
- (7) 加治順人 2000『沖縄の神社』沖縄:ひるぎ社

- (8) 加治順人 2018「沖縄の神社、その歴史と独自性」神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター『非文字資料研究』16:37-68, 神奈川: 神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター
- (9) 鳥越憲三郎 1972「沖縄の天皇制」谷川健一編『叢書 わが沖縄 第5巻 沖縄学の課題』pp.319-352, 東京: 木耳社
- (10) 宮家準 1972「沖縄の神社信仰」慶応義塾大学法学研究会『法学研究』45(3):pp.299-322, 東京: 慶応義塾大学法学研究会
- (11) 波上宮神社史編纂委員 2015『波名城 波上宮誌 通史編』沖縄: 波上宮
- (12) 波上宮神社史編纂委員 2016『波名城 波上宮誌 資料編』沖縄: 波上宮。本論「IV 琉球時代及び明治期の神社数」で、『琉球神道記』『琉球国由来記』『琉球国旧記』『球陽』『八社縁起由来』を活用している。それらが本書『波名城 波上宮誌 資料編』にも所収され、活用しやすいため本論では便宜上、『波名城 波上宮誌 資料編』を使用したことを付記する。
- (13) 「琉球藩雑記」(明治6年大蔵省調) 1965『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』p.197, 沖縄: 琉球政府
- (14) 沖縄県警察部 1882『沖縄県統計書 明治十三年』pp.179-184, 沖縄: 沖縄県
- (15) 沖縄県立図書館蔵。また『神道大系 神社編五十二 沖縄』(神道大系編纂会 1982:452-495)と『波名城 波上宮誌 資料編』(波上宮神社史編纂委員 2016:67-86)にも掲載されている。
- (16) 神社本庁教学研究所教学課 2000『教学研究所資料目録④ 神祇院関係資料目録』pp.275, 東京: 神社本庁教学研究所
- (17) 石垣市総務部市史編集室 1991『石垣市史 資料編 近代7 新聞集成IV』pp.231-232, 沖縄: 石垣市役所
- (18) 大槻文彦 1873『琉球新誌 卷下』p.22, 東京: 煙雨楼版, 国立国会図書館デジタルコレクション
- (19) 伊地知貞馨 1877『沖縄志 一名琉球志 第一巻』pp.16-17, 東京: 有恒齋蔵版, 国立国会図書館デジタルコレクション、伊地知貞馨 1878『沖縄志略 一名琉球志略』pp.5-6, 東京: 有恒齋蔵版, 国立国会図書館デジタルコレクション
- (20) 渡辺重綱 1879『琉球漫録』pp.20,34,83-84, 東京: 小笠原美浩, 国立国会図書館デジタルコレクション
- (21) 沖縄県師範学校 1884「沖縄県地誌略」1965『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』pp.468-470, 沖縄: 琉球政府
- (22) 沖縄地域学リポジトリ『沖縄県雑録』解説 (<http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/d-archive/viewer?&cd=00061100>)に「書写本。著者不明。沖縄諸島の概要全般を紹介した書。項目は概ね以下のとおり。地勢・歴史・風俗・貢租・物産・勸業・学校・衛生・医院・裁判所・開墾植民・道路・植物・神社・僧侶・鉱物ほか。裏表紙に『本報告書は、記述年月の記入を欠くが、本文中の内容に依り明治20年〔1887〕のものとして見て、誤りなかるべしと思う。当時の趨勢を知るべき重要な資料というべし』と書評を記した付箋がある」との説明がある。なお、明治29年〔1896〕6月刊行の雑誌『風俗画報』臨時増刊号「沖縄風俗絵図」(第117号、東陽堂発行)のpp.7-8に本文「カタカナ」を「ひらがな」に変更してそのまま引用してある。
- (23) 加藤三吾 1906『琉球乃研究 中巻』pp.17-18,34-35,38-39,44-45,48-49,59, 長崎: 加藤三吾, 国立国会図書館デジタルコレクション
- (24) 尾崎三良 1882「沖縄県視察復命書」沖縄県沖縄史料編集所 1980『沖縄県史料 近代3 尾崎三良・岩村通俊 沖縄関係資料』p.28, 沖縄: 沖縄県教育委員会
- (25) 宮内庁 1969『明治天皇紀 第三』pp.3-4, 東京: 吉川弘文館。この記事の所在は神社本庁参事神保郁夫氏の教授をいただいた。御礼申し上げます。
- (26) 河原田盛美 1875「琉球備忘録」琉球政府 1965『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』pp.223, 沖縄: 琉球政府
- (27) 齊藤郁子 2009「河原田盛美の琉球研究: 内務省琉球藩出張所と万博」法政大学沖縄文化研究所 2009『沖縄文化研究』35:152, 東京: 法政大学沖縄文化研究所
- (28) 喜舎場朝賢 1914『琉球見聞録』pp.155-157, 東京: 三秀舎, 国立国会図書館デジタルコレクション



- (29) 内務省通達「諸制度ノ義ハ改メサルモノハ総テ旧慣ニ依ル」
- (30) 大正2年〔1913〕4月21日（内務省令第6号）「官国幣社以下神社の祭神、神社名、社格、明細帳、境内、創立、移転、廃合、参拝、拝観、寄付金、講社、神札等に関する件」で様式があらためられた。
- (31) 沖縄県知事官房文書係 1906『沖縄県令達類纂 上巻 官規 制度 社寺 兵事』pp.147-149, 沖縄：沖縄県知事官房文書係
- (32) 琉球政府 1965『沖縄県史 第11巻 資料編1 上杉県令関係日誌』pp.704, 沖縄：琉球政府
- (33) 明治期の官費営繕については、注(12)前掲書（波上宮神社史編纂委員 2016:263-265,308-312）に詳しく資料が掲載されている。
- (34) 戦後、沖縄県によって複製された沖縄県立図書館蔵「沖縄県神社明細帳」掲載の各神社の由緒も同文であり、また波上宮由緒の「琉球八社由来記」の引用部分も全く同一である（波上宮神社史編纂委員 2015:2-5）。
- (35) 明治13年〔1880〕3月19日「大阪朝日新聞」の「沖縄県にある各神社を取調の為此程其筋より出張されしが調済の上ハ夫々由緒に依じて格等を定めらるゝと云ふ」という記事。
- (36) 歴代知事編纂会 1982「高知県知事」『日本の歴代知事 第三巻上巻』pp.525、「沖縄県知事」『同 下巻』pp.396, 東京：歴代知事編纂会。このほか沖縄県立図書館蔵の望月雅彦編 1992『丸岡莞爾関係資料』も参考にした。
- (37) 明治30年〔1897〕頃と、年月日は特定されていない。「官国幣社昇格内規」（阪本 1968:154-156）
- (38) 秦蔵吉編 1929『大典記念沖縄人事興信録』pp.559-600, 沖縄：沖縄県人事興信録編纂所
- (39) 明治天皇の明治45年〔1912〕7月30日の崩御によって、県内の識者、教師の明治天皇を祀る神社創建の声が、「琉球新報」紙上で、話題となるが、具体化することはなかった。
- (40) 全国神職会・長崎県神職会 1937『神社読本』pp.161-162, 東京：政治教育協会
- (41) 佐藤弘毅編 2004「年度別国内神社数」 藺田稔・橋本政宣編『神道史大辞典』pp.1201-1202, 東京：吉川弘文館。佐藤弘毅は「日本帝国統計年鑑」のデータを使って作成しているが、その「日本帝国統計年鑑」は国立国会図書館デジタルコレクションで確認できる。
- (42) 神社本庁 2001『近代神社行政史研究叢書Ⅲ 神社制度調査会議事録③』pp.711-737, 東京：神社本庁
- (43) 『沖縄県統計書』1886～1919版, 沖縄：沖縄県
- (44) 向象賢 1935『仕置』pp.25-27, 沖縄：沖縄郷土協会（島袋源一郎）（「宮良殿内文庫」琉球大学学術リポジトリ <http://hdl.handle.net/20.500.12000/6279>）
- (45) 明治35年〔1902〕1月27日「東京朝日新聞」の「のろくもい神社視察」記事（明治35年〔1902〕1月27日「東京朝日新聞」）明治34年〔1901〕10月27日「琉球新報」の「宮古通信 内務省員の来島」（石垣市役所 1983『石垣市史 資料編近代4 新聞集成Ⅰ』pp.139）という記事。
- (46) 明治39年〔1906〕190,435社中 133,825社が境外無格社、大正14年〔1925〕以降は単に無格社と記述（佐藤弘毅編「年度別国内神社数」 藺田・橋本 2004:1201-1202）
- (47) 現時点で確認できる沖縄で発刊された新聞は、明治31年〔1898〕4月以前は保存されていない。そして明治43年以降でないと社寺政策関係の記事は掲載されていないようだ。東京、大阪で発行された新聞でも、これまで引用した新聞記事以外は、管見では不明である。あらためて詳細に調査する必要があると考えている。
- (48) いずれも「神社新報」への寄稿文。小野迪夫 昭和46年〔1971〕12月13日付4面「沖縄雑記」昭和46年〔1971〕12月20日付4面、「沖縄の神社・雑感」平成4年〔1992〕6月8日付4面、「沖縄本土復帰20年 白い着物を着た神さま」、渋川謙一 平成4年〔1992〕6月29日付6面「沖縄本土復帰20年 恋し沖縄（ウチナー）」東京：神社新報社
- (49) 明治43年〔1910〕7月5日内務省宗第979号をもって裁可され、本山管長からの任命に移行した（鳥越 1965:637）。
- (50) 注(1)前掲書（鳥越 1965:642-643）、『沖縄県神社庁三十年誌』（沖縄県神社庁設立30周年記念誌編纂委員

会 2005) の各神社の項目も参考となる。

- (51) 14 日との報道もあるが、記事表現で 13 日と推定。「琉球新報」明治 43 年〔1910〕7 月 14 日、16 日
- (52) 今後の方針を決定できたのは、「兵第 44 号明治 42 年 9 月 17 日 内務大臣宛知事文書 社寺敷地並建物等処分ノ義ニ付上申」「兵第 44 ノ 2 号明治 43 年 2 月 7 日 内務大臣宛知事文書」「明治 42 年 11 月 29 日官房地理課長からの照会への回答」を経て、明治 43 年 4 月 12 日付内務省神社・宗教両局長名の「社寺敷地並建物等処分ノ儀ニ付上申相成候処右ハ御意見ノ通り措置セラレ可然候」との許可指令（内務省社第 619 号）を受けていたからである。これが根拠となる（鳥越 1965:620-624）。
- (53) 明治 35 年〔1902〕内務省令第 4 号「府県社以下神職任用規則」明治 43 年〔1910〕6 月に第 11 条第 5 項を追加。
- (54) ノロクモイへの指令は発令されている。明治 43 年〔1910〕5 月 3 日付知事から内務大臣宛「東出第 3 号『拝所並「ノロクモイ」大阿母等ニ関スル儀ニ付上申』、明治 43 年 6 月 28 日付内務大臣から知事宛上申は「聞置」、7 月 26 日付知事から区長村長宛沖縄県令第 72 号「大阿母ノロクモイ公債保貯ニ関スル件」、同日付で知事から島庁郡役所区役所町村役場宛沖縄県令第 72 号「大阿母ノロクモイ等ノ件」、8 月 8 日付内政部長から郡区長島司宛の兵第 360 号ノ 2 号での不理解を正すための再示達。
- (55) 明治 14 年〔1881〕7 月 21 日「社寺総代人ノ選挙並其ノ権限ニ関スル件」（内務省達乙第 33 号）に、総代の員数は 3 名以上とある（宮崎県神職会 1934:90-91）。
- (56) 「府県郷村社神官奉務規則」（明治 24 年〔1891〕7 月 6 日、内務省訓令第 12 号）の第 1 条「神官ハ神明ニ対シ尊崇悃誠ヲ主トシ典例ニ従ヒ各其本務ヲ尽スヘシ」を示して神職の本分を確認している（阪本 1968:141）。
- (57) 明治 43 年〔1910〕6 月、沖縄県の具申により「府県社以下神社神職任用規則」が改正され、第 11 条に「五 沖縄県ニ在リテハ大夫、祝部、権祝部及宮童ノ職ニ在リシ者又ハ其ノ相続人ニシテ祭式及国典ヲ修メタル者」が追加され、沖縄の大夫、祝部、権祝部及宮童、またはその相続人で国典を修めたものは、試験を受けることなく社司社掌試験委員の銓衡で社司社掌になれるようになった。試験規則とは明治 35 年〔1902〕内務省令第 4 号「府県社以下神職任用規則」8 条から 11 条のこと。
- (58) 注 (55) に同じ。
- (59) 明治 43 年〔1910〕7 月 26 日「琉球新報」（波上宮神社史編纂委員 2016:414-415）
- (60) 明治 43 年〔1910〕9 月 28 日「琉球新報」（平良市史編さん委員会 2003:553）
- (61) 大正 6 年〔1917〕7 月 30 日付「琉球新報」には、「国頭郡村長会」が「本月 7 日」に開催と記述してあるが、記事の内容（7 月 16 日開催の郡区長会議の内容が報告されている）から郡区長会議以降の 17 日もしくは 27 日の開催と判断した。

#### 引用・参考文献リスト（五十音順）

安里進・高良倉吉・田名真之・豊見山和行・西里喜行・真栄平房昭 2013『沖縄県の歴史』第 2 版，東京：山川出版社

石垣市役所 1983『石垣市史 資料編 近代 4 新聞集成 1』沖縄：石垣市役所

石垣市総務部市史編集室 1991『石垣市史 資料編 近代 7 新聞集成 IV』沖縄：石垣市役所

伊地知貞馨 1877『沖縄志 一名琉球志 第一巻』，東京：有恒齋蔵版，国立国会図書館デジタルコレクション

1878『沖縄志略 一名琉球志略』東京：有恒齋蔵版，国立国会図書館デジタルコレクション

大槻文彦 1873『琉球新誌 卷下』東京：煙雨楼版，国立国会図書館デジタルコレクション

沖縄県『沖縄県統計書』1886～1919 版，沖縄：沖縄県

沖縄県沖縄史料編集所 1980『沖縄県史料 近代 3 尾崎三良・岩村通俊 沖縄関係資料』沖縄：沖縄県教育委員会

沖縄県警察部 1882『沖縄県統計書 明治十三年』沖縄：沖縄県

沖縄県公文書館所蔵『庶務例規 永年』資料請求 R00159072B

- 沖縄県公文書館所蔵『八重山神社及護国神社関係資料』閲覧用資料コード 0000011673
- 沖縄県師範学校 1884「沖縄県地誌略」1965『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』沖縄：琉球政府
- 沖縄県神社庁設立30周年記念誌編纂委員会 2005『沖縄県神社庁三十年誌』沖縄：沖縄県神社庁
- 沖縄県知事官房文書係 1906『沖縄県令達類纂 上巻 官規 制度 社寺 兵事』沖縄：沖縄県知事官房文書係
- 沖縄地域学リポジトリ 明治20年頃と推定『沖縄県雑録』<http://manwe.lib.u-ryukyu.ac.jp/d-archive/viewer?&cd=00061100>
- 加治順人 2000『沖縄の神社』沖縄：ひるぎ社
- 加藤三吾 1906『琉球乃研究 中巻』長崎：加藤三吾，国立国会図書館デジタルコレクション
- 神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター 2018『非文字資料研究 16』神奈川：神奈川大学日本常民文化研究所非文字資料研究センター
- 喜舎場朝賢 1914『琉球見聞録』東京：三秀舎
- 宮内庁 1969『明治天皇紀 第三』東京：吉川弘文館
- 阪本健一 1968『明治以降 神社関係法令史料』東京：神社本庁
- 向象賢 1935『仕置』沖縄：沖縄郷土協会（島袋源一郎）
- 神社新報社政教研究室 2007『増補改訂 近代神社神道史』東京：神社新報社
- 神社本庁所蔵『神祇院関係資料』
- 神社本庁 2001『近代神社行政史研究叢書Ⅲ 神社制度調査会議事録③』東京：神社本庁
- 神社本庁教学研究所教学課 2000『教学研究所資料目録④ 神祇院関係資料目録』東京：神社本庁教学研究所
- 神道大系編纂会 1982『神道大系 神社編五十二 沖縄』東京：神道大系編纂会
- 全国神職会・長崎県神職会 1937『神社読本』東京：政治教育協会
- 藺田稔・橋本政宣編 2004『神道史大辞典』東京：吉川弘文館
- 谷川健一編 1972『叢書 わが沖縄 第5巻 沖縄学の課題』東京：木耳社
- 鳥越憲三郎 1965『琉球宗教史の研究』東京：角川書店
- 波上宮神社史編纂委員 2015『波名城 波上宮誌 通史編』沖縄：波上宮
- 2016『波名城 波上宮誌 資料編』沖縄：波上宮
- 秦蔵吉編 1929『大典記念沖縄人事興信録』沖縄：沖縄県人事興信録編纂所
- 平良市史編さん委員会 2003『平良市史 第十巻 資料編8 戦前新聞集成 上』沖縄：平良市総合博物館
- 法政大学沖縄文化研究所 2009『沖縄文化研究』35 東京：法政大学沖縄文化研究所
- 宮家準 1972「沖縄の神社信仰」慶応義塾大学法学研究会『法学研究』45(3) 東京：慶応義塾大学法学研究会
- 宮崎県神職会 1934『神社関係法規提要』宮崎：宮崎県神職会
- 望月雅彦編 1992『丸岡莞爾関係資料』（沖縄県立図書館蔵）
- 琉球政府 1965a『沖縄県史 第11巻 資料編1 上杉県令関係日誌』沖縄：琉球政府
- 1965b『沖縄県史 第14巻 資料編4 雑纂1』沖縄：琉球政府
- 歴代知事編纂会 1982『日本の歴代知事 第三巻』東京：歴代知事編纂会
- 渡辺重綱 1879『琉球漫録』東京：小笠原美浩，国立国会図書館デジタルコレクション
- 「朝日新聞」「大阪朝日新聞」「海南時報」「朝野新聞」「東京朝日新聞」「読売新聞」「琉球新報」の新聞資料